

# 官報

號外 昭和二十一年九月二十九日

## ○第九回 衆議院議事速記録第四十八號

昭和二十一年九月二十八日(土曜日)

午後一時三十四分開議

議事日程 第四十七號

昭和二十一年九月二十八日

午後一時開議

第一 戰時補償特別措置法案(政府提出)

第二 金融機關再建整備法案(政府提出)

第三 特別和議法案(政府提出)

第四 大藏省預金部等損失特別處理法案(政府提出)

第五 厚生年金保險法及び船員保險法特例案(政府提出)

第六 恩給法臨時特例案(政府提出)

第七 貿易資金特別會計法案(政府提出)

第八 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(政府提出)

第九 商工協同組合法案(政府提出)

第十 石炭及コーカス配給統制法の一部を改正する法律案(政府提出)

第十一 貴族院送付

第一讀會

○議長(山崎猛君) 諸般ノ報告ヲ致セ  
セマス

〔書記官朗讀〕

一、本日政府カラ左ノ議案ガ提サレマ  
シタ

企業整備資金措置法を廢止する等の  
法律案

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通  
リデアル

戦時補償特別措置法案

金融機關再建整備法案

大藏省預金部等損失特別處理法案

厚生年金保險法及び船員保險法特例案

恩給法臨時特例案

貿易資金特別會計法案

農林中央金庫法の一部を改  
正する法律案(政府提出)

送付)第一讀會の續(委員長報告)

商工協同組合法案(政府提  
出)

第一讀會の續(委員長報告)

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

昭和十九年度第一豫備  
金支出の件

昭和二十一年九月二十九日

第一豫備金支出の件

昭和二十一年度特別會計  
豫備費支出の件

昭和二十一年度特別會計  
豫備費支出の件

昭和二十一年度第一豫備  
金支出の件

昭和二十一年度第二豫備  
金支出の件

昭和二十一年度豫備金外  
支出の件

昭和二十一年度特別會計  
豫備金支出の件

昭和二十一年度豫備金外  
支出の件

一、昨二十七日衆議院規則第十五條但  
書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り  
變更シタ

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊  
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日  
程第九ヲ繰上ダ上程シ、其ノ審議ヲ進  
メラレシコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマ  
シタ——日程第九、商工協同組合法案  
ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ  
報告ヲ求メマス——理事塚田十一郎君

生方 大吉君

岩本 信行君

小柳富太郎君

大谷 駿潤君

武藤 連十郎君

田中 松月君

米山 久君

酒井 俊雄君

飯田 義茂君

赤澤 正道君

秋田 大助君

第三六二 酒井 俊雄君

第三六八 飯田 義茂君

第三一六 赤澤 正道君

第三六一 秋田 大助君

第三六二 酒井 俊雄君

第三六八 飯田 義茂君

第三一六 赤澤 正道君

第三六一 秋田 大助君

第三六二 酒井 俊雄君

第三六八 飯田 義茂君

第三一六 赤澤 正道君

第三六一 秋田 大助君

第三六二 酒井 俊雄君

第三六八 飯田 義茂君

第三一六 赤澤 正道君

第三六一 秋田 大助君

第九 商工協同組合法案(政府提  
出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通り修正スベ  
キモノト議決シタ因ツテココニ報告  
スル

昭和二十一年九月二十七日

委員長 竹田 儀一

衆議院議長山崎 猛殿

〔別紙〕

第三十一條第三項の次に左の一項  
を加へる。

特別の理由があるときは、理事  
のうち二人以内を限り、前項に該當  
しない者のうちから、これを選任す  
ることができる。

第三十一條第三項の次に左の一項  
を加へる。

特別の理由があるときは、理事  
のうち二人以内を限り、前項に該當  
しない者のうちから、これを選任す  
ことができる。

## 〔塚田十一郎君登壇〕

○塚田十一郎君 只今議題ニ供セラレ  
テ居リマス商工協同組合法案ニ付キマ  
シテ、委員長ニ代リマシテ、委員會ニ  
於ケル審議ノ經過並ニ結果ニ付テ御報  
告申上ゲマス

御承知ノ通り此ノ法律ハ、現行商工  
組合法ニ代ルモノニアリマシテ、本法  
案ニ於キマシテ商工組合法ヲ舊法  
ト呼シテ居ルノアリマス、舊法ハ戰  
時中ニ制定セラレタモノニアリマシ  
テ、指導者原理ニ基ク獨裁法ニアツタ  
ノデアリマスガ、本法案ハ時代ノ要請  
ニ基キ、組合ヲシテ眞ニ民主的ナ産業  
團體タラシメントスル意圖ノ下ニ、舊  
法ニ對シテ適當ナル改正ヲ加ヘラレタ  
モノニアリマス、説明ノ便宜ノ爲ニ、  
先づ本法案ノ内容ヲ極ク摘要シテ申上  
ゲマス

商工協同組合ハ、一定ノ地域ニ於テ  
商業、工業又ハ農業ヲ營ム者ガ、其ノ  
業種別ニ作リマス團體デアルコトハ申  
スマデモアリマセスガ、之ヲ設立セン  
トスル場合ニハ、先づ組合員ニナラウ  
トスル者ガ發起人トナリマシテ、同ジ  
ク組合員トナラウトスル同志ヲ糾合致  
シマシテ、創立總會ヲ開キ、定款其ノ  
場合ニ定款ニ記載スベキ事項ハ、法案  
他必要事項ヲ定メ、行政官廳ノ認可ヲ  
受ケテ成立スルモノニアリマス、此ノ  
場合ニ定款ニ記載スベキ事項ハ、法案  
第九條ニ規定サレテ居ルノアリマス  
ガ、同條ニハ、特ニ組合定款ハ、組合ガ  
組合員ノ自由ナ意思ニ基キ民主的ニ組  
織サレ且ツ運營サレルヤウニ出來テ居  
ナケレバナラナイコトヲ定メテ居ルノ  
デアリマス、組合ノ目的ト致シマス所  
ハ、業者ノ緊密ナ結合ニ依リマシテ、

組合員ノ事業ノ經營ノ合理化ヲ圖ルニ  
必要ナ共同施設ヲナスト云フコトニナ  
シテ居リマス、而シテ此ノ目的ノ爲ニ、  
組合員ノ取扱品ノ共同仕入、保管、運  
搬、加工、販賣、検査、組合員ノ事業ニ  
案ニ於キマシテ商工組合法ヲ舊法  
ノデアリマスガ、本法案ハ舊法ニ依シテ設立セラ  
レ、現存スル統制組合及び商工組合中  
スル事業資金ノ貸付、債務ノ保證、財  
金ノ受入等ヲ行フコトガ出來ルヤウニ  
ナツテ居リマス、又組合員ニ對  
致シマシテ、商品券及ビ倉庫證券ノ發  
行ガ認メラレテ居リマス、組合ハ法律  
上人格ヲ附與セラレ、法人ト認メラレ  
テ居リマス、其ノ他一定事項ノ登記ヲ  
必要トセラレテ居リマス點、各組合員  
ガ一口以上ノ出資ヲナスクドノ必要ト  
セラレテ居ル點、意思決定ノ機關トシ  
テ組合員總會ヲ有スル點、業務執行ノ  
機關トシテ理事、業務及ヒ財產ノ監査  
機關ト致シマシテ監事ヲ有スル點等、  
此ノ種一般ノ團體ト何等異ナル所ガナ  
イノデアリマス、特ニ注意ヲ惹キマス  
點ハ、組合員總會ニ於ケル各組合員ノ  
議決權ハ、出資口數ノ如何ニ拘ラズ一  
人一個トセラレテ居ル點、組合ノ經費  
ハ必スシモ組合ノ事業自體カラ生ミ出  
スコトヲ本旨トsez、組合員ニ賦課徵  
收サレルコトガアル點等ニアリマス、  
其ノ他組合ノ解散、清算、合併等ノ點  
ニ付キマシテハ、比較的商法上ノ商事  
會社ニ關するノ類似シタ諸規定ガ  
設ケラレテ居ルノアリマス、又商工  
協同組合ノ指導及ビ相互間ノ連絡ヲ圖  
ル目的ヲ以テ、全國ニ唯一ツラ限り、商  
工協同組合中央會ノ設立ヲ認メテ居リ  
マス又中央會トハ別個ニ各業種別ノ  
聯合會ガ設立セラレ得ルコトハ、法案  
第七條ニ之ヲ豫定シテ居ル所ニアリマ  
ス、而シテ是等ノ組合又ハ中央會ハ、  
必ズまゝ名義ノ下ニ協同組合ナシ文字

ヲ用ヒルコトヲ必要トセラレ、反面其  
ノ他ノモノハ、其ノ名稱中ニ協同組合  
シテ居リマス、而シテ此ノ目的ノ爲ニ、  
組合員ノ取扱品ノ共同仕入、保管、運  
搬、加工、販賣、検査、組合員ノ事業ニ  
案ニ於キマシテ商工組合法ヲ舊法  
ノデアリマス、本法律ハ舊法ニ禁ゼラレ  
ト呼シテ居ルノアリマス、舊法ハ戰  
時中ニ制定セラレタモノニアリマシ  
テ、指導者原理ニ基ク獨裁法ニアツタ  
ノデアリマスガ、舊法ニ依シテ設立セラ  
レ、現存スル統制組合及び商工組合中  
スル事業資金ノ貸付、債務ノ保證、財  
金ノ受入等ヲ行フコトガ出來ルヤウニ  
ナツテ居リマス、又組合員ニ對  
致シマシテ、商品券及ビ倉庫證券ノ發  
行ガ認メラレテ居リマス、組合ハ法律  
上人格ヲ附與セラレ、法人ト認メラレ  
テ居リマス、其ノ他一定事項ノ登記ヲ  
必要トセラレテ居リマス點、各組合員  
ガ一口以上ノ出資ヲナスクドノ必要ト  
セラレテ居ル點、意思決定ノ機關トシ  
テ組合員總會ヲ有スル點、業務執行ノ  
機關トシテ理事、業務及ヒ財產ノ監査  
機關ト致シマシテ監事ヲ有スル點等、  
此ノ種一般ノ團體ト何等異ナル所ガナ  
イノデアリマス、特ニ注意ヲ惹キマス  
點ハ、組合員總會ニ於ケル各組合員ノ  
議決權ハ、出資口數ノ如何ニ拘ラズ一  
人一個トセラレテ居ル點、組合ノ經費  
ハ必スシモ組合ノ事業自體カラ生ミ出  
スコトヲ本旨トsez、組合員ニ賦課徵  
收サレルコトガアル點等ニアリマス、  
其ノ他組合ノ解散、清算、合併等ノ點  
ニ付キマシテハ、比較的商法上ノ商事  
會社ニ關するノ類似シタ諸規定ガ  
設ケラレテ居ルノアリマス、又商工  
協同組合ノ指導及ビ相互間ノ連絡ヲ圖  
ル目的ヲ以テ、全國ニ唯一ツラ限り、商  
工協同組合中央會ノ設立ヲ認メテ居リ  
マス又中央會トハ別個ニ各業種別ノ  
聯合會ガ設立セラレ得ルコトハ、法案  
第七條ニ之ヲ豫定シテ居ル所ニアリマ  
ス、而シテ是等ノ組合又ハ中央會ハ、  
必ズまゝ名義ノ下ニ協同組合ナシ文字

ヲ用ヒルコトヲ必要トセラレ、反面其  
ノ他ノモノハ、其ノ名稱中ニ協同組合  
シテ居リマス、而シテ此ノ目的ノ爲ニ、  
組合員ノ取扱品ノ共同仕入、保管、運  
搬、加工、販賣、検査、組合員ノ事業ニ  
案ニ於キマシテ商工組合法ヲ舊法  
ノデアリマス、本法律ハ舊法ニ禁ゼラレ  
ト呼シテ居ルノアリマス、舊法ハ戰  
時中ニ制定セラレタモノニアリマシ  
テ、指導者原理ニ基ク獨裁法ニアツタ  
ノデアリマスガ、舊法ニ依シテ設立セラ  
レ、現存スル統制組合及び商工組合中  
スル事業資金ノ貸付、債務ノ保證、財  
金ノ受入等ヲ行フコトガ出來ルヤウニ  
ナツテ居リマス、又組合員ニ對  
致シマシテ、商品券及ビ倉庫證券ノ發  
行ガ認メラレテ居リマス、組合ハ法律  
上人格ヲ附與セラレ、法人ト認メラレ  
テ居リマス、其ノ他一定事項ノ登記ヲ  
必要トセラレテ居リマス點、各組合員  
ガ一口以上ノ出資ヲナスクドノ必要ト  
セラレテ居ル點、意思決定ノ機關トシ  
テ組合員總會ヲ有スル點、業務執行ノ  
機關トシテ理事、業務及ヒ財產ノ監査  
機關ト致シマシテ監事ヲ有スル點等、  
此ノ種一般ノ團體ト何等異ナル所ガナ  
イノデアリマス、特ニ注意ヲ惹キマス  
點ハ、組合員總會ニ於ケル各組合員ノ  
議決權ハ、出資口數ノ如何ニ拘ラズ一  
人一個トセラレテ居ル點、組合ノ經費  
ハ必スシモ組合ノ事業自體カラ生ミ出  
スコトヲ本旨トsez、組合員ニ賦課徵  
收サレルコトガアル點等ニアリマス、  
其ノ他組合ノ解散、清算、合併等ノ點  
ニ付キマシテハ、比較的商法上ノ商事  
會社ニ關するノ類似シタ諸規定ガ  
設ケラレテ居ルノアリマス、又商工  
協同組合ノ指導及ビ相互間ノ連絡ヲ圖  
ル目的ヲ以テ、全國ニ唯一ツラ限り、商  
工協同組合中央會ノ設立ヲ認メテ居リ  
マス又中央會トハ別個ニ各業種別ノ  
聯合會ガ設立セラレ得ルコトハ、法案  
第七條ニ之ヲ豫定シテ居ル所ニアリマ  
ス、而シテ是等ノ組合又ハ中央會ハ、  
必ズまゝ名義ノ下ニ協同組合ナシ文字

ヲ用ヒルコトヲ必要トセラレ、反面其  
ノ他ノモノハ、其ノ名稱中ニ協同組合  
シテ居リマス、而シテ此ノ目的ノ爲ニ、  
組合員ノ取扱品ノ共同仕入、保管、運  
搬、加工、販賣、検査、組合員ノ事業ニ  
案ニ於キマシテ商工組合法ヲ舊法  
ノデアリマス、本法律ハ舊法ニ禁ゼラレ  
ト呼シテ居ルノアリマス、舊法ハ戰  
時中ニ制定セラレタモノニアリマシ  
テ、指導者原理ニ基ク獨裁法ニアツタ  
ノデアリマスガ、舊法ニ依シテ設立セラ  
レ、現存スル統制組合及び商工組合中  
スル事業資金ノ貸付、債務ノ保證、財  
金ノ受入等ヲ行フコトガ出來ルヤウニ  
ナツテ居リマス、又組合員ニ對  
致シマシテ、商品券及ビ倉庫證券ノ發  
行ガ認メラレテ居リマス、組合ハ法律  
上人格ヲ附與セラレ、法人ト認メラレ  
テ居リマス、其ノ他一定事項ノ登記ヲ  
必要トセラレテ居リマス點、各組合員  
ガ一口以上ノ出資ヲナスクドノ必要ト  
セラレテ居ル點、意思決定ノ機關トシ  
テ組合員總會ヲ有スル點、業務執行ノ  
機關トシテ理事、業務及ヒ財產ノ監査  
機關ト致シマシテ監事ヲ有スル點等、  
此ノ種一般ノ團體ト何等異ナル所ガナ  
イノデアリマス、特ニ注意ヲ惹キマス  
點ハ、組合員總會ニ於ケル各組合員ノ  
議決權ハ、出資口數ノ如何ニ拘ラズ一  
人一個トセラレテ居ル點、組合ノ經費  
ハ必スシモ組合ノ事業自體カラ生ミ出  
スコトヲ本旨トsez、組合員ニ賦課徵  
收サレルコトガアル點等ニアリマス、  
其ノ他組合ノ解散、清算、合併等ノ點  
ニ付キマシテハ、比較的商法上ノ商事  
會社ニ關するノ類似シタ諸規定ガ  
設ケラレテ居ルノアリマス、又商工  
協同組合ノ指導及ビ相互間ノ連絡ヲ圖  
ル目的ヲ以テ、全國ニ唯一ツラ限り、商  
工協同組合中央會ノ設立ヲ認メテ居リ  
マス又中央會トハ別個ニ各業種別ノ  
聯合會ガ設立セラレ得ルコトハ、法案  
第七條ニ之ヲ豫定シテ居ル所ニアリマ  
ス、而シテ是等ノ組合又ハ中央會ハ、  
必ズまゝ名義ノ下ニ協同組合ナシ文字

ノ關聯ノ問題、百貨店、消費組合ト中  
小企業トノ關係ニ付キマシテ、極メテ  
有益ニシテ熱心ナル質疑應答ガ續ケラ  
レタノデアリマスガ、詳細ハ速記録ニ  
就テ御承知願ヒタイト存ジマス  
斯クシテ討論ニ入りマシテ、自由  
黨、進歩黨、社會黨、協同民主黨、國  
民黨、無所属俱樂部等ヲ代表致シマ  
ス各委員ヨリ、ソレハ、本法案ノ趣旨  
ニ對シテ賛成スルト共ニ、本法ノ實施  
ニ當リ、特ニ政府ノ指導運營其ノ宜シ  
キヲ得ルヤウ希望スル旨ノ發言ガアツ  
タノデアリマス、唯政府原案ニ於キマ  
シテハ、理事ニ組合員以外ノ者ヲ選任  
シ得ル途ガ設ケラレテアリマセヌノ  
デ、組合ガ組合員ノ爲ニ各種ノ經濟行  
爲ヲ營ムコトニナツテ居リマシテ、而  
モ此ノ種ノ經濟行爲ハ今後實ニ於テ複  
雜ニ、量ニ於テ多大トナリマス點等ニ  
鑑ミテ、廣く有爲ナル人材ヲ組合員外  
ニモ之ヲ求メテ組合ノ理事者トシテ  
招聘シ、其ノ健全ナル發展ヲ期スルコ  
トハ、組合事業ノ現段階ニ於テ必要デ  
ハナイカト云フ觀點ニ立チマシテ、組  
合員外ノ者ヲ理事ニ選任シ得ル旨ノ規  
定ヲ設ケヨト云フ意見ガ、協同民主黨  
ヲ除ク各黨ヨリ提出セラレマシタ、之  
ニ對シテ協同民主黨ヨリ、斯様ナ規定  
ヲ設ケルコトハ、官僚古手ノ天降リ人  
事ヲ客認スル隙ヲ與ヘルコトニナリ、  
其ノ他再び往時ノ惡幣ヲ繰返ス處ガア  
ルカラ、政府原案ヲ可トシ、修正ヲ否  
トスル旨ノ反對論ガアツタノデアリマ  
ス、續イテ探決ニ入りマシテ、前述ノ  
修正ノ趣旨ニ基キ、原案ノ第三十一條  
第二項ノ次ニ「特別の理由があるとき  
に該當しない者のうち二人以内を限り、前項  
には理事のうち二人以内を限り、前項  
に該當しない者のうちからこれを選任  
することができる。」ト云フ一項ヲ加

へ、同條第三項中「前項本文」ヲ「第二

項本文」ニ、第七十條中「第三十一條第

一二申上ゲタイコトハ、我ガ衆議

院議員デアリマス、之ヲ以テ報告ヲ

スル次第デアリマス、之ヲ以テ報告ヲ  
有益ニシテ熱心ナル質疑應答ガ續ケラ  
レタノデアリマスガ、詳細ハ速記録ニ  
就テ御承知願ヒタイト存ジマス

斯クシテ討論ニ入りマシテ、自由

黨、進歩黨、社會黨、協同民主黨、國

民黨、無所属俱樂部等ヲ代表致シマ

ス各委員ヨリ、ソレハ、本法案ノ趣旨

ニ對シテ賛成スルト共ニ、本法ノ實施

ニ當リ、特ニ政府ノ指導運營其ノ宜シ

キヲ得ルヤウ希望スル旨ノ發言ガアツ

タノデアリマス、唯政府原案ニ於キマ

シテハ、理事ニ組合員以外ノ者ヲ選任

シ得ル途ガ設ケラレテアリマセヌノ

デ、組合ガ組合員ノ爲ニ各種ノ經濟行

爲ヲ營ムコトニナツテ居リマシテ、而

モ此ノ種ノ經濟行爲ハ今後實ニ於テ複

雜ニ、量ニ於テ多大トナリマス點等ニ

鑑ミテ、廣く有爲ナル人材ヲ組合員外

ニモ之ヲ求メテ組合ノ理事者トシテ

招聘シ、其ノ健全ナル發展ヲ期スルコ

トハ、組合事業ノ現段階ニ於テ必要デ

ハナイカト云フ觀點ニ立チマシテ、組

合員外ノ者ヲ理事ニ選任シ得ル旨ノ規

定ヲ設ケヨト云フ意見ガ、協同民主黨

ヲ除ク各黨ヨリ提出セラレマシタ、之

ニ對シテ協同民主黨ヨリ、斯様ナ規定

ヲ設ケルコトハ、官僚古手ノ天降リ人

事ヲ客認スル隙ヲ與ヘルコトニナリ、

其ノ他再び往時ノ惡幣ヲ繰返ス處ガア

ルカラ、政府原案ヲ可トシ、修正ヲ否

トスル旨ノ反對論ガアツタノデアリマ

ス、續イテ探決ニ入りマシテ、前述ノ

修正ノ趣旨ニ基キ、原案ノ第三十一條

第二項ノ次ニ「特別の理由があるとき  
に該當しない者のうち二人以内を限り、前項  
には理事のうち二人以内を限り、前項  
に該當しない者のうちからこれを選任  
することができる。」ト云フ一項ヲ加

至第四項、「第三十一條第二項乃

可決スベキモノト決定致シマシタ

最後ニ一言申上ゲタイト存ジマス、

財閥巨大事業ノ解體、獨占的大事業ノ

阻止等ニ依リマシテ、我ガ國ノ巨大產

業ハ目下分解ノ過程ニアルコトハ明瞭

デアリマス、勿論此ノ事實ヲ以テ直チニ

我ガ國ノ經濟ガ今後中小零細企業ヲ中

心トル小規模ノモノノミニナツテシ

マフト考ヘルノハ誤リデアリマスガ、

少クトモ中小企業ガ我ガ國產業界ニ於

要性ヲ帶ビテ來タコトハ否ミ得ナイ事

實デアリマス、過去ニ於テ中小企業ガ

テ占メル地位ヘ從來ニ比シテ遼カニ重

要性ヲ帶ビテ來タコトハ否ミ得ナイ事

實デアリマス、過去ニ於テ中小企業ガ

スル次第デアリマス、之ヲ以テ報告ヲ

終リマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案ノ委員長報告告

ハ修正デアリマスカラ、討論ハ便宜上

デ之ヲ可決シ、修正ヲシタ以外ニ付キ

マシテハ、全員一致政府原案通り之ヲ

可決スベキモノト決定致シマシタ

最後ニ一言申上ゲタイト存ジマス、

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決

シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二

讀會ヲ開カレントロ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 開カレントロ望ミマス

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、議案全部ヲ議題ト致シマス、討論

ニ入リマス——太田鐵太郎君

○太田鐵太郎君 私ハ協同民主黨ヲ代

表致シマシテ、今度ノ協同組合法案中、

役員ノ選任ノ件ニ付テ、組合員ニアラ

ザル者ヨリ選任スルコトガ出來ルヤウ

ナ修正ヲ加ヘラレタ點ニ對シマシテ、

不當ヲ否定スルコトハ絕對ニ見逃ス

コトノ出來ナイ所デアリマスガ、此ノ

時ニ當ツテ、我が協同組合ニ此ノ常務

役員ノ出シヤバ爾餘地ヲ與ヘタル此ノ

修正ハ、協同組合主義ニ反スルノミナ

来曾テ見ザル程、十數倍モ出、而シテ

ルノデアリマス、イザ選舉トナツテ見

リマシテ、政界ヨリ此ノ人達ノ消エタ

コトニ付キマシテハ、我ガ政界ハドウ

ナルカト云フヤウナコトヲ、國民ノ中

デモ少ナカラズ心配シテ居ツタ者ガア

リマス、斯ラニテ、我國ノ有史以來曾

當選セラタ各位ハ、再建日本ヲ背負ツ

テ立ツ諸法案ヲ民主化シ、平和國家ヲ

建設シ、國民ノ希望ニ應ヘツ、フルノ

デアリマス、況シテ御婦人ノ代議士ガ

多數ノ當選ヲ見テ、其ノ活動タルヤ、

凡ユル部面ニ目覺マシイモノガアルノ

デアリマス、斯カル點カラ觀ジ來レ

バ、新タニ發足スル此ノ協同組合員

ニ、當務役トナルモノナシトシ

テ——戰爭中、祕密主義デアツタ官僚

ノ古手ヲ持ツテ來テ統制組合員タラシ

メ、不合理極マリナキ事業ノ不利不便

ヲ敢テナシ、極度ニ組合員ヲ壓迫シタ

ル事實ヲ否定スルコトハ絕對ニ見逃ス

コトノ出來ナイ所デアリマスガ、此ノ

時ニ當ツテ、我が協同組合ニ此ノ常務

役員ノ出シヤバ爾餘地ヲ與ヘタル此ノ

修正ハ、協同組合主義ニ反スルノミナ

ラズ、組合員ノ自尊心ヲ傷ソケ、自主

的民主化ノ責任ヲ無ニスルコトニナル

ノデアリマシテ、商工協同組合主義ノ

眞ノ目的達成ヲ阻礙スルモノデアルノ

デアリマス、協同組合ノ興隆發展ハ、

斯様ナ狀態デハ望ミ得ラレナイ結果ト

切望シ、協同組合員ヲシテ其ノ責任ノ

下ニ、民主化且ツ合理的經營ヲナサシ

メ、商工業ノ發展ニ依リ、經濟的精

神的ニ平和國家建設ノ一日モ早カラ

コトヲ祈念スル次第デアリマス、ドウ

ゾ各位ニ於カレマシテハ、以上ノ次第

致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ討論ハ終局

致シマシタ、採決致シマス、本案ノ委

員長報告ニ係ル修正ニ賛成ノ諸君ノ起

立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數、仍テ委

員長ノ報告ニ係ル修正ハ可決致シマシ

タ(拍手)其ノ他ハ原案ノ通り御異議ア

リマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ其ノ他ハ原案ノ通り決シマ

シタ、是ニテ本案ノ第二讀會ハ終了致

シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第三

讀會ヲ開カレントロ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開

キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

定致シマシタ(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊

急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第十ヲ繰上げ上程シ、其ノ審議ヲ進メラレントコトヲ望ミテス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第十、石炭及コークス配給統制法の一部を改正する法律案ノ第

一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長尾達生君

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第十、石炭及コークス配給統制法の一部を改正する法律案ノ第

以上ガ本委員會ニ於テ問題トナリマシタ質疑ノ概要アリマスルガ、此ノ外ニ石炭「コークス」ノ需給状況及ビ今後ノ見透シ、石炭輸送ノ問題、賠償ノ問題、日本石炭株式會社ノ問題、石炭賣戻シ制ノ問題、炭價ノ問題、財産税ニ付テノ鑑定評價ノ問題等、重要ナル問題ガ種々詳細ニ瓦ツテ質疑サレマシタ、詳細ナル點ニ付キマシテハ速記錄ニ依ツテ御覽ヲ願ヒタイト想

アバツタノニアリマス、更ニ勞務ノ問題ニ付キマシテハ、勞働組合ノ方々ガ精神的ニ結バレテ行ケバ増産ハ可能ト思フガ、賃金ハ能率給トシ、増産報奨

精神的ニ採用シタイト思ツテ居ル、又食糧ハ從來加配米ナドヲ完全ニ支給サレナカツタ所モアツタノデ、今回ハ山元ハ直送スル主義ハ採リタイト思ツテ居ルトノ答辯ガアツタノニアリマス、更ニ進ミマシテ資金、設備、問題ヲド

テノデアリマスルガ、商工大臣ノ、日本石炭株式會社解散其ノ他ニ關スル重要ナル確言ニ依ツテ、委員會ハ昨二十一

七日午前ノ以テ質疑ヲ終了致シマシタ討論ニ入りマシチ、討論ニ於テキマシテハ、白山黨ヲ代表致シマシテ田中源三郎君ヨリ「政府ハ現行石炭配給機構ニ對シマシテ、新シイ民主的機構ニ基ク配給機構トシテ、本案ガ提出サレタノニアリマスルガ、先づ第一ニ現行石炭配給統制機構トシテノ日本石炭株式會社ハ、非常ニ非民主的アルカラ、之ヲ廢止シテ、新シイ民主的機構ニ基ク配給機構トシテノ日本石炭株式會社ハ、本改正案ハ新シイ民主的機構ニ基ク配給機構トシテ、政府當局ハ、本改正案ハ新シイ民主的機構ニ基ク配給機構トシテ、本案ガ提出サレタノニアリマスルガ、失業者ヲ出サナイヤウニスル積リテアルトノ言明ガアツタノニアリマス、ソレカラ配給改善協議會ニ於テ、新機構ノ構想及び具體的「スタッフ」ヲ決定スル旨答辯ガアリマシタ

○議長(山崎猛君) 別ニ御發談モアリマセス、第三讀會ヲ省略シテ委員長報

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二

讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレントコトヲ望ミ

異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ

議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ

日程第一、戦時補償特別措置法案、日程第二、金融機関再建整備法案、日程第三、特別和議法案、日程第四、大蔵省預金部等損失特別処理法案、日程第五、厚生年金保険法及び船員保険法特例案、企業再建整備法案、右六案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——吉田内閣總理大臣
第一 戰時補償特別措置法案(政府提出) 第一 読會
第二 金融機関再建整備法案(政府提出) 第一 読會
第三 特別和議法案(政府提出) 第一 読會
第四 大蔵省預金部等損失特別処理法案(政府提出) 第一 読會
第五 厚生年金保険法及び船員保險法特例案(政府提出) 第一 読會
企業再建整備法案(政府提出) 第一 読會
戦時補償特別措置法案
戦時補償特別措置法次
第一章 総則
第二章 課稅價格、控除、免除及 び税率
第三章 申告及び納付
第四章 課稅價格の更正及び決定
第五章 審査、訴願及び行政訴訟
第六章 代位納付
第七章 雜則
第八章 罰則
第九章 総則
第一 戰時補償特別措置法
請求權とは、政府に對する請求權

及び特定機関(國の施策に協力する法人その他の團體で命令で定めるものをいふ。以下同じ。)に対する請求權(政府の財政的保障のある範圍内のものに限る)で左に掲げるもののをいふ。但し、政府又は特定機関の通常の業務に關して生じた請求權を除く。

一 辨済期が昭和二十年八月十五日以前のもので、同日以前に決済(辨済、代物辨済、相殺又は更改をいふ。以下同じ。)がなかつたもの(一部の決済があつた場合には決済があつた部分を除く。)及び同日以前に企業再建整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法(これらに準ずるものと含む。)によつて決済がされたもの(決済のため設定された政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託その他命令で定める債權について、同日以前に償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた金額に相當する部分を除く。)

二 辨済期が昭和二十一年八月十五日後もので、同日以前に生じた損害若しくは損失(同日において現に存した契約に關し同日後に生じたものを含む。又は同日以前になされた給付(同日において現に存した契約に因り、同日後になされたものを含む。)若しくは施設に因るもの、前項の政府とは、國、都道府縣、市町村その他の團體をいふ。

第一項第一號の規定の適用については、政府特殊借入金の債權を銀行に譲渡して命令で定める預金を取得した者の當該預金につき、昭和二十一年八月十五日以前に拂戻のあつた金額は、これを政府特殊借入金につき同日以前に償還のあつた金額とみなす。

第一項但書の通常の業務に關して生じた請求權の範圍は、命令でこれを定める。

第二條 この法律施行の際現に戦時補償請求權(金錢の給付を目的とするものに限る。以下第六十五條に規定する場合を除く外同じ。)を有し、又はこの法律施行前に戦時補償請求權について決済を受けた者は、この法律により、戦時補償特別税を課する。

第三條 戰時補償特別税は、都道府縣、市町村その他命令で定める公共團體には、これを課さない。

第四條 左に掲げる請求權については、戦時補償特別税を課さない。

一 國債、地方債及び特定機関の発行した債券の請求權

二 死亡又は傷害に關する保険金又は補償金の請求權

三 救恤制度に基づき生ずる請求權

四 その他命令で定めるもの

第五條 戰時補償請求權について決済を受けた法人が、この法律施行前に解散に因り消滅した場合においては、その法人から政府特殊借入金(戰時補償請求權の決済のため設定された政府特殊借入金で命令で定めるものをいふ。以下第四十五條及び第六十三條に規定する金措置法第五條に規定する更改による決済の方法によつて決済があつた場合においては、この法律施行前に政府特殊借入金又は特殊預金等(戰時補償請求權の決済のため設定された特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借入金その他の命令で定める債權をいふ。以下同じ。)の譲渡を受けた者が、その譲渡を受けた者が、その譲渡を受けた法人が、この法律施行前に相續の開始があつた場合においては、被相續人が戦時補償請求權について受けた決済は、相續人がこれを受けたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、別表一(第十號)に掲げる請求權については、課稅價格を受けるものとみなして、この法律を適用する。

第二章 課稅價格、控除、免稅

第八條 戰時補償特別税は、この法律施行の際現に存する戦時補償請求權の債額は、請求金額の確定してゐる請求權については、その金額(請求金額の確定してゐない請求權については権利者の請求しようとする金額の全額)によつた金額を課稅價格として、これを賦課する。

この法律施行の際現に存する戦時補償請求權の債額は、請求金額の確定してゐる請求權については、その金額(請求金額の確定してゐない請求權については権利者の請求しようとする金額の全額)によつた金額を課稅價格として、これを賦課する。

第七條 戰時補償請求權について決済を受けた法人が、この法律施行前に解散に因り消滅した場合においては、その法人から政府特殊借入金(戰時補償請求權の決済のため設定された政府特殊借入金で命令で定めるものをいふ。以下第四十五條及び第六十三條に規定する金措置法第五條に規定する更改による決済の方法によつて決済があつた場合においては、この法律施行前に政府特殊借入金又は特殊預金等について償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた場合においては、この法律施行前に政府特殊借入金又は特殊預金等について償還、拂戻若しくは解除又は混同に因る消滅があつた場合においては、これを課稅價格に算入しなむ。)

第十條 別表一に掲げる請求權については、一請求權ごとに一萬圓が課稅價格から控除される。

前項の規定は、別表一(第十號)に掲げる請求權については、課稅價格



て、一般申告期限内に第十四條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、政府は一般申告期限の翌日に、その政府特殊借入金の債権を以て戦時補償特別税を徴収する。

納稅義務者が、特殊預金等を有する場合において一般申告期限内に第十四條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他命令で定める場合においては、特殊預金等の預入先の金融機関は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、その特殊預金等について期限前の拂戻し解除又は償還をなし、これにより納稅義務者が取得すべき金錢を以て戦時補償特別税を徴収し、一般申告期限の届する月月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第二十条 前二條の規定は、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等について擔保權（國稅徵收法第三條に規定する擔保權を含む。以下同じ。）が存する場合又は強制執行手續、國稅徵收法による強制徵收手續その他これら手續に準ずるもののが進行中である場合において、政府特殊借入金の債権について、第十八條第一項の規定によりその政府特殊借入金の債権が轉時補償特別税の納付に充てられたときは、その擔保權は、戦時補償特別税の納付と同時に、消滅する。

前二項に規定するものを除く外、前二條の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十一條 第十四條の規定による申告書を提出した者が、同條に規定する申告期限内に、戦時補償特別税を完納しなかつたときは、政府は、國稅徵收法第九條の規定により、これを督促する。

前條の規定は、第十二條第二項の規定により徵收を猶豫された戦時補償特別税を、國稅徵收法により、特殊預金等を以て徵收する場合について、これを適用する。

第二十二条 第十五條又は第十九條の場合において、金融機關が、別表第一十四號又は別表三第一號若しくは第二號に掲げる請求權の決済に必要な資金を損害保險會社又は損害保險中央會に融通したたは、第十五條第二項又は第十九條第二項の規定により金融機關が納付すべき税額のうち當該請求權に對する税額に相當する金額の貸付金の債権は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に、消滅する。この場合においては、金融機關は、その消滅した貸付金の債権の金額に相當する税額について、第十五條第二項又は第十九條第二項の規定による税金納付の義務を免除される。

前項の規定は、金融機關が、別表三に掲げる請求權の決済に必要な資金を國民更生金庫又は產業設備營團に融通したため、貸付金の債権を有する場合において、これを適用する。

前二項の場合においては、金融機關は、命令で定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債権の全部又は一部について、期限前の拂戻を請求し、又はこれに關する契約を解除し、若しくは變更することができる。

前項の場合において、その契約の相手方が納稅義務者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十六條 第十四條第二項、第五條第二項、第十九條第二項、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第三十八條第二項及び第四十五條の規定の適用については、產業設備營團は、これを金融機關と連絡して、其の納付すべき戦時補償特別税について、連帶納付の責に任ずる。

第五條の場合において、その相續人の納付すべき戦時補償特別税の税額は、命令の定めるところによると、前項の場合において、物納に充てることができる財産の種類その他物納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第一項の場合において、延納の期間は、これを一般申告期限後二箇年以内とし、擔保の種類その他延納に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

政府は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めることは、税金の納付を猶豫することができる。

第一項の規定により延納を許可された場合においては、當該延納の税額については、命令の定めると同様に、當該税額に年百分の十の割合を乗じて算出した金額に相當する税額を加算して、これを納付しなければならない。

第二十四條 第五條の場合において、相續人が二人以上あつたときは、相續人は、相續財産の價

額（相續は因り債務を承継したときは、相續財産の價額からその債務の金額を控除した金額）のうち、各自その受けた利益の價額の占める割合に應じて戦時補償特別税を納付しなければならない。

前二項の場合においては、金融機關は、命令で定めるところにより、命令で定める預金、貯金その他の債権の全部又は一部について、期限前の拂戻を請求し、又はこれに關する契約を解除し、若しくは變更することができる。

前項の場合において、その契約の相手方が納稅義務者に給付すべき金額その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十七條 第十四條の規定による申告書が提出された場合において、その申告された課稅價格が政府において調査した課稅價格と異なるときは、政府は、その調査により、その申告された課稅價格を更正する。

政府は、納稅義務があると認められる者が第十四條の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、その課稅價格（第十七條の規定による課稅價格）を決定する。

政府は、前二項の規定による課稅價格の更正又は決定後、その更正又は決定した課稅價格について脱漏があることを發見したときは、政府の調査により、その課稅價格を更正することができる。

前三項の規定による課税價格の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行ふことができる。

第二十八條 政府は、前條の規定により、課税價格を更生し又は決定したときは、これを納稅義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所又は營業所若しくは事務所有しない納稅義務者が納稅管理人の申告をしてゐないときは、前項の通知に代へて公告をなすことができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第二十九條 政府は、第二十七條の規定により、課税價格を更正し又は決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限とし、その不足稅額又はその決定による稅額の戰時補償特別稅を徵收する。

前項の場合において、第十九條の規定によつて徵收した稅金があるときは、その稅額は、前項の規定により徵收すべき戰時補償特別稅の稅額から、これを控除する。

第三十條 審査、訴訟

納稅義務者は、第二十七條の規定による課税價格の更正又は決定に對して異議があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

政府は、前項の請求があつた場合においても、稅金の徵收を猶豫しない。

第三十一條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定する者は、訴願をなし又は行政裁判所に出訴することができる。

第六章 代位納付

第三十三條 納稅義務者以外の者はこの法律施行の際現に政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を有するものは、その政府特殊借入金又は特殊預金等の金額を限度として、納稅義務者に代位して戰時補償特別稅を納付する義務がある。

前項の場合において、この法律施行の際現に納稅義務者の有する通知をなした日から一箇月後を納期限とし、その不足稅額又はその決定による稅額の戰時補償特別稅を徵收する。

前項の場合において、第二十九條の規定によつて徵收した稅金があるときは、その稅額は、前項の規定によつて徵收すべき戰時補償特別稅の稅額から、これを控除する。

第三十四條 企業整備資金措置法第四條又は臨時資金調整法第十條の規定の適用があつた場合においては、納稅義務者が金融機關に対する更正による決済の方法(これらに準ずる決済の方法で命令で定めるものを含む)以外の方法により決済を受け、その金融機關に対する債務を決済したときは、その金融機關は、決済を受けた金額を限度として、納稅義務者に代位して戰時補償特別稅を納付する義務がある。

前項の場合において、この法律施行の際現に納稅義務者の有する通知をなした日から一箇月後を納期限とし、その不足稅額又はその決定による稅額の戰時補償特別稅を徵收する。

第三十五條 代位納付義務者は、一般申告期限内に、命令の定めると同様に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者は、その特殊預金等の預入先の金融機關を経由して、前項の申告書を提出しなければならない。

この場合において、預入先の金融機關が申告書を受理したときは、その申告書は、同項の規定により政府に提出されたものとみなす。

第三十六條 第三項の規定は、第一項の規定による申告について、これを準用する。

第三十七條 第十條の規定は、命令の定めるところにより、前條の規定による申告期限内に、戰時補償特別稅を納付しなければならぬ。

前項の場合において、代位納付義務者が前條第二項の規定により申告書を提出したときは、同項に規定する金融機關は、代位納付義務者から戰時補償特別稅を徵收し、一般申告期限の届する月の月末日までに、これを政府に納付しなければならない。

第三十八條 この法律施行の際現に政府特殊借入金の債權を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合は、その他の申告書を提出した場合においては、政府は、一般申告期限の翌日、その他の命令で定める場合においては、その特殊預金等の債權を以て戰時補償特別稅を徵收する。

この法律施行の際現に特殊預金等を有する代位納付義務者が一般申告期限内に第三十五條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合その他の命令で定める場合においては、その特殊預金等の債權を以て戰時補償特別稅を徵收する。

第三十九條 第三十六條又は前條の規定による申告の提出に際しては、その譲渡した特殊預金等の金額を除くことを限度として、納稅義務者が代位納付義務者に代位して戰時補償特別稅を納付する義務がある。この場合においては、代位納付義務者が二人以上あるときは、各代位納付義務者の納付すべき戰時補償特別稅の稅額は、命令の定めるところによる。

前條第二項の規定は、第一項及び第二項の規定による申告を提出しなかつた場合において、代位納付義務者が第十四條の規定による申告を提出しない。

別表一第十四號又は別表二第一號若しくは第二號に掲げる請求權の決済に必要な資金を損害保険會社又は損害保険中央會に融通したた  
め、貸付金の債權を有するとき  
は、第三十六條第二項又は前條第二項の規定により代位納付義務者が納付すべき稅額のうち當該請求權に對する稅額に相當する金額の貸付金の債權は、命令の定めるところにより、一般申告期限の翌日に消滅する。この場合においては、代位納付義務者は、その消滅した貸付金の債權の金額に相當する稅額について、同條の規定による稅金納付の義務を免除される。  
前項の規定は、代位納付義務者が、別表三に掲げる請求權の決済に必要な資金を國民更生金庫又は產業設備營團に融通したため、貸付金の債權を有する場合に、これを準用する。  
前二項の場合においては、代位納付義務者は、命令の定めるところにより、その消滅した貸付金の債權の金額その他必要な事項を政府に届け出るとともに、損害保険會社若しくは損害保険中央會又は國民更生金庫若しくは產業設備營團にこれを通知しなければならな  
い。  
第二十二條の規定は、代位納付義務者が金融機關に特殊預金等を有する場合において、その特殊預すべき戰時補償特別稅について、これを準用する。

第二章の規定は、代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税額の更正若しくは決定又は審査、訴願若しくは行政訴訟について、これを準用する。

第四十一条 第二十三条の規定に上り戦時補償特別税を納付した代位納付義務者が、戦時補償特別税の納付に充てた政府特殊借入金の債

金の債権又は特殊預金等について存する擔保権は、同項の規定による求償権により、代位納付義務者が受けべきものに對しても、これを行ふことができる。

前條第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第七章 稽見

るにより、課税價格その他必要な事項を代位納付義務者に通知しなければならない。

代位納付義務者は、命令の定めるところにより、第三十三条第一

い。 第二項に規定する政府特殊借款金又は特殊預金等の金額、第三十四條第一項又は第二項に規定する決済を受けた金額その他必要な事項を納稅義務者に通知しなければならぬ。

**第四十四條** 法人が解散した場合に、  
　　おいて、戦時特償特別税を完納しないで残餘財産の分配を終了したときは、その税金については、清算人は、連帶して納税の義務があるものとする。

定により、その徵収した戰時補償特別税を政府に内付する場合に於て

求權に關係のある財

たと記められる者  
第四十九條 収稅官吏は、戰時補償  
特別稅の調査に關し必要があると

きは、官吏その他の公務員又は特定機関の職員であつた者で戦時補償請求権に關係のある事務に從事

してみたものに質問することがで  
きる。

に關し必要があるときは、命令の定めるところにより、前項に規定する者の出頭を命ずることができ

前項の規定による命令に従ひ出頭した者には、命令の定めるところ。

るにより、手當及び旅費を給する。

の施行地に住所のないときは居所地、法人についてはその本店又は主たる事務所の所在地をその内定地とする。

主なる事務所の所在地をその納稅地とする。但し、個人は、政府に申告して、居所地を納稅地とする

ことができる。

地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人は、命令の定めるところにより、納稅地を定めて政府

に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納稅地を指定する。

**第五十一條** 納稅義務者若しくは代位納付義務者たる個人が納稅地に現住しないとき、又は納稅義務者

若しくは代位納付義務者たる法人が納税地に營業所若しくは事務所を有しないときは、第十四條又は

當該年分の所得税、營業税、營業税附加税又は臨時利得税の税額と、當該年分の所得、純益又は利益の金額から當該事業の収益の金額を控除した金額により計算した所得税、營業税、營業税附加税又は臨時利得税の額との差額に相當する附加税又は臨時利得税について免除する。

定めるものを除く)の評価換又是譲渡に因る益金、債務の消滅に因る益金、資本の減少に因る益金その他の命令で定める益金については、その合計金額が戦時補償特別税額から戦時補償請求権に因る益金の額を控除した金額に達するまでの金額は、命令の定めるところにより、法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剩餘金の計算

第五十八條 この法律施行前に相續の開始があつた場合において、その相續財産につき生じた戦時補償請求権について戦時補償特別税が課せられたときは、當該相續

權について戰時補償特別稅を課せられたときは、國、地方公共團體又は特定機關は、この法律施行の際現に當該土地若しくは建物又は鐵業權若しくは砂鐵權を有する場合に限り、舊所有者又は舊鐵業權者若しくは舊砂鐵權者の請求により、當該土地若しくは建物又は鐵業權若しくは砂鐵權を、現狀において、これらの者に對し、讓渡しなければならない。

前項の規定により土地若しくは

**第五十二條** 都道府県、市町村その他の公共團體は、戰時補償特別税の附加税を課することができな  
い。

けた戦時補償請求権(保険の目的の譲渡なくして譲渡を受けた保険契約に因り生じた権利に因るもの)を含む)について戦時補償特別税を納付した場合又は第四十一條第一項乃至第三項並びに第四十二條第一項及び第二項の規定により、求償に應じて履行した場合において、その戦時補償請求権が有償で取得したものであるときは、納稅義務者は、譲渡人に對し、命令の定めるところにより、その取得に要した對價に相當する金額の範圍において、求償をなすことがで

第四十一条第二項乃至第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

うちに、戦時補償請求権に因る益の定めるところにより、當該事業年度分の法人税、營業税、營業税附加税、臨時利得税又は特別法人税の税額と、當該事業年度の所得、純益、利益又は剩餘金から戦時補償請求権に因る益金を控除した金額により計算した法人税、營業税、營業税附加税、臨時利得税又は特別法人税の額との差額に相當する税額を、法人税、營業税、營業税附加税、臨時利得税又は特別法人税について免除する。

第五十七條 この法律施行前に相續財産（相續開始前二年以内に被相續人が贈與した財産を含む。以下同じ。）のうちに戦時補償請求権、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等が含まれてゐたときは、命令の定めるところにより、當該相續税額と、當該相續税の課税價格から當該戦時補償請求権について課せられる戦時補償特別税額の全部又は一部を控除した金額によつて計算した相續税の額との差額を、これを戦時補償特別税とみなす。

第五十九條 改正前の戦時特殊損害  
保険法第十六條の規定（損害保険  
中央會法第五十六條の規定による  
改正前のものをいふ。）による戦争  
保険の業務に關する保険會社に對  
する損失の補償については、第二  
十二條（第四十條において準用す  
る場合を含む。）又は第三十九條の  
規定により消滅した貸付金の債權  
の金額に相當する金額を、その補  
償すべき損失の額から控除する。  
第六十條 國、地方公共團體若しく  
は第三條第一項に規定する者に對  
する。

價の請求権に課せられた戦時補償特別税額を控除した金額に相當する對價を、國、地方公共團體又は特定機關に支拂はなければならぬ。

前項の場合において國、地方公共團體又は特定機關が當該土地又は建物につき有益費を出したときは、舊所有者は、その費用の額に相當する金額を、前項の金額に加算して支拂はなければならぬ。

第一項の規定により地方公共團體又は特定機關が土地若しくは建物又は鐵業權若しくは砂鑿權を舊所有者より賃借する場合によ

補償特別税は、法人税法による各事業年度の普通所得、營業税法による各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剩餘金の計算上、これを損金に算入しない。

前項の規定は、この法律施行前に開始した相續の相續財産のうち、政府特殊借入金の債権又は特殊預金等により取得した財産が含まれた場合について、これを

は特定機關に對して土地若しくは建物（土地又は建物に定著する物を含む。以下本條中同じ。）又は鑛業權若しくは砂鐵權を讓渡し又は國、地方公共團體若しくは特定機關に土地若しくは建物を收用された場合において、その對價の請求

所有者又は賃業権者若しくは舊砂鑿權者に譲渡した場合においては、政府は、當該土地若しくは建物又は鑿業権若しくは砂鑿權の譲渡又は收用の對價の請求權に課せられた戰時補償特別稅に相當する金額の全部又は一部を、地方公共







一に該當する場合においては、本章の定めるところにより、舊勘定の最終處理を行はなければならぬ。

一 第八條第一項の評價を行つた結果、同項の規定により主務大臣の指定する時の現在により、左のイに掲げる金額が口に掲げる金額を超える場合において、その超過額の舊勘定の資産の總額に對する割合が主務大臣の指定する場合を超えるとき

第二十條 第十八條第一號に規定する場合において、暫定益の額が暫定損の額に不足するときは、金融機關は、左の各號に定める順序により、暫定損を填補しなければならない。

一 暫定損の額に對し、暫定益の額の全額を充當して填補する。

二 前號の規定の適用後における暫定損の殘額に對し、舊勘定の積立金を、特別準備金(金融機關經理應急指置法又はこの法律による特別準備金をいふ。以下同じ)、退職積立金以外の任意積立金、退職積立金及び他の法令(金融機關經理應急指置法を除く)による積立金の順序により、順次に取り崩して填補する。

三 前項第二號の場合において、同順位の積立金が二以上あるときは、均等の割合でこれを取り崩して填補する。

四 前二項の規定により暫定損の全額を填補したときは、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了しなければならない。

第二十三條 第二十一條に規定する月の月末において、左の各號の一に該當する場合においては、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了しなければならない。

一 確定益(舊勘定の第十條第二項及び第十一條の評價益及びその他の益を總稱する。以下同じ)も、確定損(舊勘定の第十條第二項及び第十一條の評價損、繩越損及びその他の損を總稱する。以下同じ)もないとときは、その殘額に對し、資本の金額の九割に相當する金額まで、株主(出資者、基金融出者その他これに準ずるもの)を含む。以下同じ)において確定損を負擔するものとする。

二 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、整理債務のうち、前三號の規定の適用後における法人の預金等の殘額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

三 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、整理債務のうち、前三號の規定の適用後における法人の預金等の殘額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

四 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、整理債務第十三條第一項、

五 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第三號の規定の適用後における資本の殘額に相當する金額まで、株主において確定損を負擔するものとする。

六 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第七號の規定の適用後にお

二 舊勘定の資産及び負債並びに指定時における新勘定の資産及び他の損の額と、繩越損の額との合計額

三 舊勘定の第八條第一項の評價による評價益の額と、その他の益の額との合計額

四 舊勘定の第八條第一項の評價による評價損の額と、その他の損の額と、繩越損の額との合計額

五 前條第一號に規定する場合において、舊勘定の第八條第一項の評價による評價益の額と、その他の益の額との合計額

六 前條第一號に規定する場合において、舊勘定の第八條第一項の評價による評價損の額と、その他の損の額と、繩越損の額との合計額

七 第二十一條 金融機關は、第十八條第二號の規定に該當する場合においては、同號の規定に該當するに至つた日の屬する月の月末における舊勘定の資産及び負債並びに指定期における新勘定の資産及び負債について、命令の定めるところを受け、舊勘定の最終處理を完了したとき

八 第十四條第一項又は第十五條第一項の規定により舊勘定から新勘定又は新金融機關に移した分を含み、命令で定める分を除く以下第二十五條まで同じ)のうち、法人(法人でない社團又は財團を含む。以下同じ)の預金等で一口五百萬圓を超えるもの、五百萬圓を超える部分の金

しなければならない。この場合において、暫定益の額が暫定損の額を超えるときは、その超過額は、これを舊勘定の特別準備金として整理しなければならない。

九 第二十條 第十八條第一號に規定する場合において、暫定益の額が暫定損の額を超えるときは、その超過額は、これを舊勘定の特別準備金として整理しなければならない。

により、各勘定別に、財産目録、貸借対照表及び損益の計算書(損益の計算書は舊勘定の分に限る)を作成して、主務大臣に提出しなければならない。

第二十二條 金融機關は、前條の規定により作成する舊勘定の財産目録、貸借対照表及び損益の計算書には、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受け、舊勘定の最終處理に必要な費用に充てたため、最終處理費引當金を計上するものとする。

第二十三條 第二十一條に規定する月の月末において、左の各號の一に該當する場合においては、金融機關は、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、舊勘定の最終處理を完了しなければならない。

一 確定益があるときは、確定損に對し、確定益の全額を充當するものとする。

二 確定益がないときは、確定損に對し、確定益の全額を充當するものとする。

三 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、整理債務のうち、法人の預金等で一口十萬圓を超えるものの、十萬圓を超えて百萬圓以下の部分の金額の三割に相當する金額まで、その預金等の債權者において確定損を負擔するものとする。

四 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、整理債務のうち、前三號の規定の適用後における法人の預金等の殘額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

五 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第三號の規定の適用後における法人の預金等の殘額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

六 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第七號の規定の適用後にお

超える額は、これを舊勘定の特別準備金として整理しなければならない。

月の月末において、舊勘定に確定損があるときは、その残額に對し、整理債務のうち、法人の預金等で一口百萬圓を超えるものの、百萬圓を超えて五百萬圓以下の部分の金額の五割に相當する金額まで、その預金等の債權者において確定損を負擔するものとする。

第二十四條 第二十一條に規定する月の月末において、舊勘定に確定損があるときは、確定益がないとき、又は確定損と確定益とがあつて確定損の額が確定益の額を超えるときは、金融機關は左の各號の順序により、暫定損を填補しなければならない。

一 確定損があるときは、確定益がないとき、又は確定損と確定益とがあつて確定損の額が確定益の額を超えるときは、金融機關は左の各號の順序により、暫定損を填補しなければならない。

二 前號の規定の適用後における暫定損の殘額に對し、舊勘定の積立金を充當して填補する。

三 前號の規定の適用後における暫定損の殘額に對し、舊勘定の積立金を充當するものとする。

四 前號の規定の適用後における暫定損の殘額に對し、舊勘定の積立金を充當するものとする。

五 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第三號の規定の適用後における法人の預金等の殘額と、その他の整理債務の金額との七割に相當する金額まで、整理債務の債權者において確定損を負擔するものとする。

六 前號によるもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額に對し、第七號の規定の適用後にお

ける整理債務の残額に相當する金額まで、整理債務の債権者において確定損を負擔するものとする。

十 前号によるもかは確定損の残額があるときは、その残額に對し、指定債務（命令で定めるものを除く。）の全額まで、指定債務の債権者において、命令で定める順序により、確定損を負擔するものとする。

前項第三號又は第八號の場合における各株主の負擔額は、その所有する株式（出資及び基金を含む。以下同じ。）の金額に應じて均等とする。金融機關が數種の株式を發行してゐる場合においてもまた同じ。

第二十五条 前條の規定により算出した確定損の整理負擔額の處理のため金融機關は、左の各號の定める措置をなさなければならない。

一 前條第一項第一號の場合においては、確定損の額から確定益の額を差し引く。

二 前條第一項第二號の場合においては、舊勘定の積立金を、特別準備金、退職積立金以外の任意準備金、退職積立金及び他の法令（金融機關經理應急措置法を除く。）による積立金の順序により、順次に取り崩す。

三 前條第一項第三號乃至第八號の場合においては、資本に未拂込金があるときは、勅令の定めところにより拂込をなさしめた後、又資本に未拂込金がないときは直ちに、前號の措置をなした上、同條第一項第三號又は

第八號の規定により株主が負擔すべき金額の合計金額だけ資本を減少する。但し、第二十六條に規定する場合は、この限りでない。

第二十條第二項の規定は、前項第二號の場合にこれを準用する。

前條第一項第四號乃至第十號の場合においては、整理債務又は指定債務の債権者は、當該各號の規定によりこれらの債務の債権者が確定損を負擔すべき金額に相當する金額だけ、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において消滅する。

前項の場合においては、保險會社、生命保險中央會又は損害保險中央會の舊勘定に屬する責任準備金又は支拂備金に對應する保険金（年金を含む。以下同じ。）の債權は、責任準備金又は支拂備金に關する權利の消滅の割合と同一の割合により、新勘定及び舊勘定の割合により、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において消滅する。

第一項第三號の規定による拂込の場合に關しては、他の法令又は定款にかかるはらず、勅令で特別の規定をなすことができる。

第二十六條 第二十四條第一項第八號の規定により、株主が資本の全額に相當する金額の確定損を負擔しなければならないときは、金融機關は、第二十七條第一項の認可を受けた後（第三十三條第一項の規定により補償を受くべきときは、その補償を受けた後）遅滞なく舊勘定の資產と、確定損を負擔しない整理債務又は指定債務があ

るときはその整理債務又は指定債務と舊勘定から新勘定に移さなければならぬ場合においては、同項の措置をなす前に、命令の執行に對する借は、この措置と同時に規定する場合に、この限りでない。

前項の場合においては、金融機關は、同項の措置をなした後、主務大臣の指定する日までに、新勘定の事業の全部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保險契約の全部を他の金融機關に移轉しなければならない。

金融機關は、前項の譲渡又は移轉について對價を取得した場合においては（第三十三條第一項の規定による政府の補償があつたときは、先づ、その額までこれを政府に納付し、なほ殘額があるときは）、命令の定めるところにより、これを處分しなければならない。

銀行法等特例法第一條の規定は、命令の定めるところにより、これに準する者（以下理事機關といふ。）は、第二十四條第一項に規定する場合においては、命令の定めるところにより、最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第二十七條 金融機關の取締役又は第二項の規定による事業の譲渡の場合に、これを準用する。

第三項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第二十八條 金融機關の理事機關は、前條第一項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

商法第三百八十條の規定は、前項の資本の減少については、これを適用しない。

第一項の資本の減少については、資本の減少の日から命令で定めるまでの間を限り、他の法令中資本又は株式の金額の制限に関する規定は、これを適用しない。

第三項に定めるものを除く外、第四項の規定による解散の場合に關する解散の場合に、これを準用する。

前項に定めるものを除く外、第一項の規定による解散の場合に關する解散の場合に、これを準用する。

第一項の規定は、前項の規定により、拂込を終らなかつたときは同項の期限を経過した日において解散する。この場合においては、新勘定及び舊勘定の區分は、解散の日において消滅する。

第三項の規定は、前項の規定による解散の場合に、これを準用する。

第一項の規定は、前項の規定により、拂込を終らなかつたときは同項の期限を経過した日において解散する。この場合においては、新勘定及び舊勘定の區分は、解散の日において消滅する。

の全額に相當する金額の確定損を負擔しなければならない場合においては、第十五條第二項又は第四十二條第二項の規定により、舊金融機關が新金融機關に對し負擔した債務があるときは、舊金融機關は、第一項の措置をなす前に、命令の定めるところにより、先づ、舊勘定の資産をその債務の辨済に充てなければならぬ。但し、現金（小切手を含む。）以外の資産を債務の辨済に充てるには、新金融機関の同意を得なければならない。

銀行法等特例法第一條の規定は、命令の定めるところにより、これに準用する。

第三十條 第二十七條第一項の認可があつた後、舊勘定の最終處理の結果に影響を及ぼすべき變更を生じたときは、金融機關の理事機關は、その變更に基いて、最終處理方法書を改訂しなければならない。

第三十一條 第二十七條第一項の認可があつたときは、金融機關が舊勘定の最終處理を行ふためには、資本の減少、定款の變更その他の手續については、他の法令又は定款にかかるはらず、株主總會若しくはこれに準ずるもの決議又は政府の認可等は、これを必要としない。

第三十二條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十三條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十四條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十五條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十六條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十七條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三十八條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三十九條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十條 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

債に關する債権者は、營業時間内、何時でも前項に掲げる書類を開覽することができる。

第二十九條 金融機關は、第二十七條第一項の認可を受けたときは、最終處理方法書に定めるところにより、遲滞なく、舊勘定の最終處理を行はなければならない。

第三十条 第二十七條第一項の認可があつた後、舊勘定の最終處理の完了までに、舊勘定の資産若しくは負債又は指定時における新勘定の資産若しくは負債について、舊勘定の最終處理の結果に影響を及ぼすべき變更を生じたときは、金融機關の理事機關は、その變更に基いて、最終處理方法書を改訂しなければならない。

第三十一条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十二条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十三条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十四条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十五条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十六条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書につき、その承認を受けなければならない。

第三十七条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三十八条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三十九条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十一条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十二条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十三条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十四条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十五条 第二十七條第一項の規定は、當該金融機關について、第四十七條の監査委員があるときは、理事機關は、前項の規定による認可の申請前、豫め最終處理方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

事項については、他の法令又は定款にかかるはらず、命令で特別の定款をなすことができる。

**第三十二條** 前條第一項の資本の減少の結果、金融機關の債券の發行又は資金の借入若しくは融通の額が、他の法令に規定する債券の發行又は資金の借入若しくは融通に關する制限額を超えるに至つた場合においては、當該資本の減少の額現に存する債券又は資金の借入若しくは融通(その更改に因る債權又は債務を含む)に限り、他の法令中これらの債權又は債務の金額の制限に關する規定は、これを適用しない。

**第三十三條** 第二十四條第一項の規定により、確定損の整理負擔額を計算するもなほ確定損の殘額があるときは、その殘額は、命令の定めるところにより、政府において、これを補償する。但し、その補償の金額は、勅令で定める金額を限度とする。

政府は、前項の補償の決済を、國債證券の交付により行ふことができる。

前項の規定による決済のため交付する國債證券の交付價格は、大臣がこれを定める。

政府は、第一項の補償債務の辨済のため必要な金額を限り公債を發行することができる。

金融機關が前章に定めるところにより、整理債務を舊勘定から新勘定又は新金融機關に移した場合においては、第一項の規定は、これ適用しない。

第一項の規定による政府の補償

の金額は、大藏省預金部等損失特別處理法による補償金の額と合計し、百億圓(第二十六條第三項その他)の規定により政府に納付した金額があるときは、その額を加算した金額を限度とする。

**第三十四條** 金融機關は、舊勘定の最終處理を完了したときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

金融機關の新勘定及び舊勘定の區分は、前項の公告(二回以上公告をなしたときは最初の公告)の日において消滅する。

金融機關は、第一項の公告をなしたときは、その公告(二回以上公告をなしたときは最初の公告)の後、本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、又、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の登記をしなければならない。

前項の登記に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

**第三十五條** 第四條第一項の規定により債權の申出をなすべき債權者

でその申出をしなかつたものが、同項の期限後新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までにその債權を申し出たときは、第十九條若しくは第二十三條に規定する場合又は第二十條第一號若しくは第二十五條第一項第二號の規定の適用後なほ舊勘定の積立金が残る場合に限り、舊勘定の積立金の金額合に限り、舊勘定の積立金の金額の範圍内において、その債權の金額に應じ均等の割合で、その債權の辨済を、金融機關に請求するこ

前項の場合においては、金融機關は、債權者に對し、その債權の辨濟の請求ができる金額を通知しなければならない。

**第四條** 第一項の規定により申出をなすべき債權で、同項の期限までその申出のなかつたものは、第一項の規定により辨濟の請求ができる金額を除く外、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後、當該金融機關に屬する資產で命令で定めるもののうち、前に舊勘定に屬してゐたものにつき、第八條第一項又は第九條の規定による評價額に比し、價額の増加があつたとき、又はその資產を處分して得た對價が第八條第一項又は第九條の規定による評價額を超過したときは、その増價額又は處分益の額に相當する金額について、當該金融機關は、他の法令にかかはらず、命令の定めるところにより、これを處分しなければならない。

**第五條** 第二項における新勘定の負債又は指定時における新勘定の負債に關する債權(責任準備金及び支拂備金に關する權利を含む。以下第三十七條まで同じ)で、舊勘定の最終處理の完了の際不確定であつたものが、舊勘定の最終處理の完了後確定したときは、金融機關は、當該金融機關の理事會の執行に於て過失がなかつた者について、この限りでない。

舊勘定の整理が法令に違反して、債權者又は株主に損害を及ぼしたときは、當該金融機關の理事會は、當該金融機關の理事がその損害を賠償しなければならない。但し、當該理事機關で、その業務の執行に於て過失がなかつた者については、この限りでない。

前項の規定は、第二十六條第四項の場合における清算に關する清算人の責任について、これを準用する。

前項の規定は、第二十六條第四項の場合は、新勘定及び舊勘定の清算に關する清算の請求権は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日から五年を経過したときである。

第一項(前項において準用する場合を含む)の損害賠償の請求権は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日から五年を経過したときは、时效に因つて消滅する。

**第六章 整備の促進**

**第三十九條** 第二十條第一項第三號の規定により、金融機關が資本の減少を行はなければならぬ場合においては、その理事機關は、命令の定めるところにより、舊勘定の最終處理の完了後における當

權は、同項の規定による通知のあつた時において、その通知に係る金額だけ消滅する。

**第二十五條** 第四項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

**第三十七條** 第二十四條第一項第四號乃至第十號の規定の適用後における殘額

**第一項** 第四號乃至第十號の規定の適用後における殘額

**第二項** 第一項の規定の適用後における殘額

該金融機関の事業に關し整備計畫書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。前項の規定による整備計畫書の認可があつた場合において、金融機關が主務大臣の指定する日までに、前項の整備計畫書に定める整備計畫を實行することができなかつたときは、その理事機關は、遲滞なくその旨を、書面を以て主務大臣に届け出なければならない。

い。

第四十條 金融機關は、指定時における新勘定の資産及び負債のうち命令で定めるものについて確定評価基準が決定し、且つ、新勘定の舊勘定に対する借がない場合に限り、命令の定めるところにより、書面を以て主務大臣の認可を受け、新勘定の事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移転することができる。

る。

第一項又は前項の規定による主務大臣の命令があつた場合におい

て、命令を受けた日から六箇月以内に、その命令に係る事項に關する契約が成立せず、又は資本の増加に關する株主總會その他これに準ずるもののが決議がなかつたとき

は、命令を受けた金融機關の理事機關は、遅滞なくその旨を、書面を以て主務大臣に届け出なければならない。

前項の規定による認可があつたときは、同一の事項については、同時に他の法令による認可等があつたものとみなす。

第四十一條 主務大臣は、金融機關の整備を促進するため必要があるときは、經濟再建整備委員會の議を經て、新勘定及び舊勘定の區分の存する金融機關に對し、新勘定の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡し、又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移轉すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、金融機關の舊勘定

の最終處理の完了後における事業の状況により、特に必要があると認めるとときは、他の法令に規定する場合を除く外、經濟再建整備委員會の議を經て、新勘定及び舊勘定の區分の消滅した金融機關に對し、合併若しくは資本の増加を命じ、その事業の全部若しくは一部を他の金融機關に譲渡すべきことを命じ、又はその保険契約の全部若しくは一部を他の金融機關に移転すべきことを命ずることができ。

第三項又は前項の規定による主務大臣の命令があつた場合において、命令を受けた日から六箇月以内に、その命令に係る事項に關する契約が成立せず、又は資本の増加に關する株主總會その他これに準ずるもののが決議がなかつたときは、命令を受けた金融機關の理事機關は、遅滞なくその旨を、書面を以て主務大臣に届け出なければならない。

前項の規定による認可があつたときは、同一の事項については、同時に他の法令による認可等があつたものとみなす。

第四十二條 第四十條第一項又は前條第一項若しくは第二項の規定により、金融機關が合併、事業の譲渡又は保険契約の移轉をなす場合においては、當該金融機關は、その合併、事業の譲渡又は保険契約の移轉の相手方を、新勘定及び舊勘定の區分の存しない金融機關においては、相手方たる者は當該金融機關と同種の法人で金融機關たるもの以外のものを含む。(のうちから選ばなければならない)。

第四十三條 主務大臣は、金融機關の整備を促進するため必要があるときは、金融機關に對し、命令の定めるところにより、事業費の支出その他の經理に關し必要な事項を命ずることができる。

第七章 決算の特例

第四十四條 金融機關の決算是、當該金融機關に新勘定及び舊勘定の區分の存する間は、新勘定及び舊勘定に對して、各別に、これを行はなければならない。

其他の法令の適用のため必要な金額は、法定準備金に併せられ、又は法定準備金がないときは、當該特別準備金が、そのまま法定準備金となるものとする。

第七章 決算の特例

第四十五條 金融機關は、毎事業年の場合において、舊金融機關に舊勘定の新勘定に對する借があるときは、命令の定めるところにより、新金融機關に對して、その借の金額に相當する金額(事業の一部を譲渡し又は保険契約の一一部を譲渡し又は保険契約の一部を譲渡した場合においては、借の金額のうち、その譲渡に係る事業又は移轉に係る保険契約に關する部分とし、又は事業の譲渡又は保険契約の移轉の対價があるときは、その對價の金額を控除したものとする)の債務を負担する。

第四十六條 金融機關の新勘定及び舊勘定の區分が消滅したときは、他の法令又は定款にかかるはず、その區分の消滅した日を含む事業年度は、その區分の消滅した日まで終了するものとし、その事業年度に續く事業年度は、命令で定める日で終了するものとする。

金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の際現に新勘定又は舊勘定に特別準備金がある場合においては、當該金融機關に、商法第二百八十八條第一項の準備金(その他の法令によるこれに準する準備金を含む。以下法定準備金といふ)があるときは、當該特別準備金は、法定準備金に併せられ、又は法定準備金がないときは、當該特別準備金が、そのまま法定準備金となるものとする。

監査委員の職務及び権限は、第二十七條第二項及び前二項に規定するものを除く外、勅令でこれを定める。

第四十七條 金融機關の舊勘定の整理の適正を圖るために必要があるときは、經濟再建整備委員會は、主務大臣の認可を受け、當該金融機關について、その債權者その他の

利害關係人(國、公共團體その他の法人である場合においては、代表者その他の職員)のうちから五人以内の監査委員を選任することができる。

主務大臣は、金融機關の舊勘定の整理の適正を圖るため必要があるときは、經濟再建整備委員會に對し、當該金融機關に對して、その職務とする報告を求め、又は舊勘定の整理の状況を調査することができることとする。

監査委員は、前項に規定する職務を行ふため、何時でも金融機關の理事機關に對し舊勘定の整理に關する報告を求め、又は舊勘定の整理の状況を調査することができる。

第五十條 主務大臣は、金融機關の役員を解任することができる。主務大臣は、必要があるときは、經濟再建整備委員會に對し、當該金融機關の認可を受け、監査委員を解任することができる。

第五十一條 主務大臣は、金融機關の財産目録、貸借對照表、損益計算書その他の商業帳簿及び營業に關する書類に關しては、命令の定めるところによる。

解任すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、金融機關の役員の行為が公益を害する虞があると認めるときは、當該役員に對し、その職務の執行を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、必要があるときは、經濟再建整備委員會の議を経て、金融機關に對し前項の規定により職務の執行を停止した役員を解任すべきことを命ずることができ。

第五十一条 主務大臣は、この法律の施行に關し必要があるときは、金融機關に對し、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し必要があるときは、金融機關をしてその業務及び財産の狀況に關して報告せしめ、又は當該官吏をして帳簿、書類その他の物件を検査せしめることができる。

第五十二条 金融機關經理應急措置法第十四條の規定は、第十條第一項、第十三條第三項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）又は第十六條第一項の規定により、新勘定の舊勘定に對する貸又は借として整理されるべき金額について、これを準用する。

第五十三条 金融機關の新勘定又は舊勘定の資產で暫定評價基準により評價したもの

を財產目錄に記載する場合においては、その價額については、商法七條において準用する場合を含む。）の規定は、これを適用しない。

第二百八十五條（保險業法第六十條）において準用する場合を含む。）の規定は、これを適用しないたる。

第五十四条 金融機關經理應急措置法第十八條第二項の規定により中止された金融機關の財產に對する強制執行、假差押若しくは假處分又は競賣法による競賣手續は、その財產が新勘定に屬するに至つたとき、又は新勘定及び舊勘定の區分が消滅したときは、その日からこれを續行する。但し、新勘定及び舊勘定の區分の消滅前においては、その債權に關する債務の全部又は一部が舊勘定に屬する間は、この限りでない。

第五十五条 金融機關の新勘定及び舊勘定の區分が消滅するまでは、その金融機關に對して破産の宣告、整理開始の命令又は和議開始の決定をなすことができない。

金融機關の新勘定について支拂不能又は債務超過の事實が生じた場合における措置については、勅令の定めるところによる。

第五十六条 舊勘定に屬する責任準備金に對應する生命保險金に關する保険契約（以下舊生命保險契約といふ。）につき指定時後拂ひ込まれた保険料のうち、第二十五條第四項の規定により債權の消滅し

た生命保險金の部分に對應するものについては、その保険契約をなした生命保險會社又は生命保險中央會（以下生命保險會社等といふ。）は、命令の定めるところに依り、當該保險契約との間に保險契約が現に存する場合においては、これを當該保險契約の保険料に充當するものとし、保險料に充當してなほ殘額がある場合又は當該保險契約との間に現に保險契約が存しない場合においては、これを當該保險契約者に返済しなければならない。

第五十七条 金融機關經理應急措置法第二十四條第一項の規定により拂ひ込まれなかつたものがあるときは、生命保險會社等は、命令の拂ひ込まれなかつたものがあるときも、當該保險金の額からその保險料に相當する金額を控除した殘額を、保險金受取人に交付する。

第五十八条 金融機關で昭和二十年（内外）省令第一號別表に掲げるものの債權の整理及びその他の債權又は債務の處理については、勅令で特別の定をなすことができる。

第五十九條 第二十五條第三項若しくは第四項又は第三十六條第二項若しくは第三項の規定により、金融機關の整理債務又は指定債務の債權の全部又は一部が消滅した場合において、當該金融機關の發行に係る債券その他命令で定める證券の引換その他に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十条 舊金融機關が、この法律の定めるところにより、新金融機關に對し、不動產有價證券その他の資產を譲渡する場合においては、その譲渡に關する證書及び帳簿に關しては、印紙税は、これを課さない。

第六十一条 この法律に規定する主務大臣の職權の一部は、命令の定めるところにより、これを地方官衙の長をして行はしめることがで

前項の保證金の拂込をなした者は、資金の貸付、施設の利用その他に關する他の法令の規定の適用外、戰時補償特別處理等に伴ひ金融機關に生ずべき損失の處理及び金融機關の再建整備に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十二条 金融機關經理應急措置法及びこの法律に規定するものに關する他の法令の規定の適用に關する事項は、他當該金融機關の會員の受ける利益に關する事項と同一のものとみなす。

第六十三条 左の場合においては、その行為をなした金融機關の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

#### 第十章 執則

第六十四條 第一項又は第十五條第一項の規定による保證金の拂込をなした者に關し、必要な事項は、命令でこれを定める。

第六十五條 第二十六條第三項又は第二十三條第一項の規定による認可の申請書に虛偽の記載をなして提出したとき

第六十六條 第二十四條第一項、第十九條、第二十條第三項又は第二十三條第一項の規定に違反して認可の申請書を怠り、又はその認可の申請を怠り、又はその認可の申請書に虛偽の記載をなして提出したとき

第六十七條 第二十六條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定に基く命令に違反して同項に規定する對價の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

第六十八條 第二十七條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき

第六十九條 第二十六條第六項の規定による命令に違反したとき

第七十條 第二十七條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して最終處理方法書の認可の申請を怠り、又は虚偽の記載をなした最終處理方法書を提出して認可の申請をなしたとき

第七十一條 第二十七條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基く命令に違反して同項に規定する對價の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して監査委員の承認を受けることを怠り、又は虚偽の記載をなした最終處理方法書につき監査委員の承認を受けたとき

七 第二十九條(第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して最終處理方法書に定めるところによる舊勘定の最終處理を行はないとき

八 第三十七條第一項の規定による命令に違反して増價額又は處分益の額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

九 第三十七條第二項の規定による命令に違反して同項に規定する金額の處分を怠り、又はその處分をなしたとき

及び負債の明細書の提出を怠り、又は虚偽の記載をなした財産目録、貸借対照表若しくは資産及び負債の明細書を提出したとき

二 第八條第二項又は第二十一條の規定に違反して財産目録、貸借対照表若しくは損益の計算書の提出を怠り、又は虚偽の記載をなした財產目録、貸借対照表若しくは損益の計算書を提出したとき

三 第三十九條第一項の規定に違反して整備計畫の認可の申請を怠つたとき

四 第四十三條の規定による命令に違反したとき

五 第五十條第一項又は第三項の規定による命令に違反して役員の解任の手續をなさなかつたとき

六 第五十一條第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をなしたとき

七 第五十六條第五十條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第八條 第五十一條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第九條 第五十一條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第十條 第五十一條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第十一條 第五十一條第二項の規定による命令に違反して職務の執行を停止しない者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第十二條 第五十一條第一項の規定による命令に違反したとき

十一 第四十八條第二項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は同項に規定する調査を妨げたとき

十二 第五十一條第一項の規定による命令に違反したとき

附 則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

戦時補償特別措置法第十五條第二項、第十九條第二項、第三十六條第二項又は第三十八條第二項の規定により金融機関が戦時補償特別税として徴収した金銭(證券を以て徴収した場合における證券を含む)及びその徴収した戦時補償特別税を政府に納付すべき義務、同法第三十四條の規定により納稅義務者に代位して戦時補償特別税を納付すべき義務並びに同法第四十一條、第四十二條又は第五十三條の規定により求償をなす権利及び索償に應じて履行をなすべき債務その他命令で定める財産上の権利及び義務は、金融機關經理急措置法第九條第二項の規定にかかる。然る金融機關の舊勘定に屬する。

金融機關經理急措置法の一部のやうに改正する。

第二十五條第一項中「指定時においてその新勘定に屬する責任準備金額との合計額」を「新契約の保険金額」に改める。

第二十七條第一號中「及び市街地信用組合」を「市街地信用組合及び産業組合(産業組合法第一條第一項第一號に掲げる事項のみを目的とするものに限る。)」に改める。

租税特別措置法の一部を次のやうに改正する。

第十八條第四號中「會社」を「法人」に、「資本増加」を「資本(出資又は基金を含む。)の増加」に、「株金」を「株金(出資金又は基金を含む。)」に改める。

九 第四十一條第三項の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をなしたとき

十 第四五條第一項の規定に違反して特別準備金を積み立て反して特別準備金を取り崩したとき

十一 第四十八條第二項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は同項に規定する調査を妨げたとき

十二 第五十一條第一項の規定による命令に違反したとき

附 則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

特別和議法

第一條 この法律は、今回の戦時補償に関する特別措置に關聯して經濟上多大の損失を受ける債務者のため、その損失を債權者及び債務者間に衡平に分擔させ、以て個人生活の安定又は健全な法人事業の維持を図ることを目的とする。

第二條 前條に規定する債務者は、破産の原因たる事實のある場合、破産の原因たる事實のある場合又は破産の原因たる事實の生ずる處のある場合には、特別和議開始の申立をすることができる。

第三條 特別和議開始の申立及び和議開始又は破産の申立があつたときは、和議手續又は破産手續は、これを中止する。

**第四條 特別和議開始の申立があるときは、特別和議債権につき、債務者の財産に對し、強制執行、假差押、假處分又は競賣をなすことができる、又既になされたある強制執行、假差押、假處分又は競賣法による競賣手續については、裁判所は、申立により又は職權を以てその中止を命ずることができる。**

**特別和議開始前特別和議債権につき債務者の財産に對しなした競賣法による競賣手續については、**和議法四十條第二項の規定を準用する。

**第五條 特別和議の條件が各特別和議債権者について平等でないときでも、裁判所は、債権の額、債權發生の時期、擔保權の有無、戰時補償特別措置法の施行に因つて生じた諸般の事情等を斟酌し、債權者間に差等があつても衡平を害しないものと認めるときは、特別和議開始の決定又は特別和議認可の決定をすることができる。**

**第六條 左の債権は、これを特別和權命令で定める限度を超える部分を除く。三 退職金その他の臨時の給與の債權(命令で定める限度を超える部分を除く。)**

**四 法令の規定に基いてなされる**

業務上の傷病又は死亡に因る扶助の債権(命令で定める限度を超える部分を除く。)

**五一〇千圓未満の債權**

前項の債権は、第十四條において準用する和議法第五十六條の規定の適用については、これを一般の先取特權のある債権とみなす。

**第七條 破産の場合において別除權を行ふことのできる権利を有する者の當該権利に係る債権は、その全額につき、これを特別和議債権とする。**

**第八條 裁判所は、事情により、自ら勧解をなし、又は適當と認める者に勧解をさせることができ。前項の場合においては、裁判所は、必要と認めるときは、第十四條において準用する和議法第五十九條第二號の期間を伸長することができる。**

**第九條 債務者は、債權者集會において、特別和議債権につき意見を述べなければならない。裁判所は、債務者の述べなければならない。裁判所は、債務者に記載しなければならない。**

**第十條 裁判所は、必要があると認めるときは、債權者集會において特別和議の條件につき、書面を以て同意を表すことができる。この場合においては、その債權者は、前項の規定の適用については、これを出席特別和議債権者とみなす。**

**第十一條 債權者集會においては、特別和議債権者は、決議の目的たる特別和議の條件につき、書面を以て同意を表すことができる。この場合においては、その債權者は、前項の規定の適用については、これを出席特別和議債権者とみなす。**

**第十二條 裁判所は、特別和議の條件が、衡平で、且つ特別和議債権者の一般の利益に合致するものと認めるときは、債權者集會において特別和議を否決したときでも、特別和議を否決したときでも、管財人及び整理委員の意見を聽き、特別和議認可の決定をすることができる。特別和議の手續又は決議が法律の規定に反し、且つその欠缺が追完することのできない場合、債權者集會が特別和議に關する決議をしなかつた場合及び債權者集會が成立しなかつた場合にも、また同様である。**

**第十三條 特別和議認可の決定が確定したときは、第三條の規定により手續を中止した和議又は破産の**

めるとときは、債權者及び債務者の利益を著しく害せず、且つ特別和議の成立を容易ならしめるものと認める場合に限り、債權者集會において、管財人及び整理委員の意見を聽き、職權を以て特別和議の條件を變更することができる。

**第十一條 債權者集會において特別和議を可決するには、議決權を行ふことのできる出席特別和議債権者の過半數でその債権額が届出をした特別和議債権者の總債権の半額を超える者の同意があれば足りる。**

**第十二條 債權者集會においては、特別和議債権者は、決議の目的たる特別和議の條件につき、書面を以て同意を表すことができる。この場合においては、その債權者は、前項の規定の適用については、これを出席特別和議債権者とみなす。**

**第十三條 この法律は、金融機関經理應急措置法に規定する金融機關、會社經理應急措置法に規定する特別經理會社及び同法第三十九條第一項の特別經理會社以外のものにはこれを適用しない。**

**第十四條 特別和議については、この法律に別段の定のない限り、和議法の規定を準用する。但し、同法第九條、第十六條及び第六十四條の規定、同法第五十七條の規定を準用する部分は、この限りでない。**

**第十五條 この法律は、金融機關經理應急措置法に規定する金融機關、會社經理應急措置法に規定する特別經理會社及び同法第三十九條第一項の特別經理會社以外のものにはこれを適用しない。**

**附 則**

**この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。**

**大藏省預金部等損失特別處理法**

**第一條 政府は、命令の定めるところにより、金融機關經理應急措置法に定める指定時(以下指定時といふ)における預金部資金に屬する運用資產を評價する。**

**第二條 前條の規定による評價により評價損を生じた場合において、**

**第三條 前條によるもなほ評價損の残額があるときは、その残額に對する評價益があるときは、政府は、先づ、その評價益を以て評價損を填補する。**

**第四條 前條によるもなほ評價損の場合は、民事訴訟法第六編の規定を準用する。**

**第五條 前條によるもなほ評價損の場合は、大藏省預金部特別會計の積立金は、大藏省預金部特別會計法第四條第二項の規定にかかはらず、これを以て同會計の決算上の不足を補足することができない。**

**第六條 指定時において現に存する簡易生命保険及郵便年金特別會計法に定めたとき、政府は、先づ、その評價益を以て評價損を填補する。**

**第七條 指定時において現に存する簡易生命保険及郵便年金特別會計法に定めたとき、政府は、先づ、その評價益を以て同會計の決算上の不足を補足することができない。**

**第八條 指定時において現に存する簡易生命保険及郵便年金特別會計法による積立金のうち、責任準備金及び支拂備金の額を控除した残額に相當する金額の積立金に**

した強制執行、假差押、假處分又は競賣法による競賣手續は、その效力を失ふ。

**第九條 前條によるもなほ評價損の残額があるときは、政府は、一般會計から大藏省預金部に、評價損の残額に相當する金額の範圍内において、勅令で定める金額の補償金を繰り入れる。**

度の決算上生ずべき剩餘を含む。以下同じ。)をその全額まで充當して評價損を填補する。

**第十條 前條によるもなほ評價損の残額があるときは、その全額まで充當して評價損を填補する。**

七條第二項の規定にかかるはらず、これを以て歳計の不足を補足することができない。

第八條 預金部預金の支拂のため必要があるときは、政府は、大藏省預金部特別會計の負擔において、

借入金をなすことができる。

#### 附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

大藏省預金部特別會計法の一部を次のやうに改正する。

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

大藏省預金部特別會計法の一部を

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

#### 第五章 舊勘定及び新勘定の併合

##### 第六章 經濟再建整備委員會

##### 第七章 雜則

##### 第八章 罰則

##### 企業再建整備法

##### 第一章 總則

##### 第二條 この法律は、會社經理應急措置法の適用を受けるものについて、戰時補償特別稅を課せられること等に因り生じた損失を適正に處理し、その速かな再建整備を促進し、以て產業の健全な回復及び振興を圖ることを目的とする。

##### 第三條 この法律は、會社經理應急措置法の適用を受けるものについて、戰時補償特別稅を課せられること等に因り生じた損失を適正に處理し、その速かな再建整備を促進し、以て產業の健全な回復及び振興を圖ることを目的とする。

##### 第四條 前條第一號の規定による合

##### 第五條 前各號に掲げるものを除く

##### の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

##### 第六條 整備計畫には、命令の定めるところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第七條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第八條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第九條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十一條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十二條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十三條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十四條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十五條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

##### 第十六條 整備計畫には、命令の定め

##### るところにより、左に掲げる事項

##### に關して定をなさなければならぬ。

上した積立金で、命令を以て定めるものの額

定により第二封鎖預金等となり、支拂を受けることが不能となることにより生ずる損失

の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

類

二 前各號に掲げるものを除く

の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

類

三 前各號に掲げるものを除く

の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

類

四 前各號に掲げるものを除く

の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

類

五 前各號に掲げるものを除く

の外、終戰又は戰時補償特別措置法の施行に伴ひ生ずる損失

類

六 合併に因り會社を設立する場合には、その會社の事業計畫並びに役員の氏名

四 解散する場合には、解散の時期及び清算又は特別清算の何れの手續によるかの別

五 合併する場合には、合併の相手方、方法及び期限

三 在續する場合には、今後の會社の事業計畫及び資金計畫並びに役員の氏名

二 在續する場合には、、整理によるか、否かの別

一 會社の存續又は解散の別

これらの法令に基く認可の申請をする。

第六條 整備計畫には、命令の定め

るところにより、左に掲げる事項

に關して定をなさなければならぬ。

ハ 指定時後舊勘定及び新勘定の併合の時までに舊勘定に生ずる總益金の額

の併合の時までに舊勘定に生

する總益金の額

權の總額と第七條の規定により  
舊債權の負擔額として計算する  
額との割合並びに第八條の規定  
による評價換に關する事項  
十一 會社經理應急措置法第十四  
條第一項の舊債權(同項但書の  
債權を除く。以下同じ。)につ  
いての條件の變更に關する事項  
十二 未拂込株金の拂込に關する  
事項  
十三 第十一條の規定による株式  
の發行に關する事項  
十四 第十三條の規定による議決  
權の制限に關する事項  
十五 第二十四條乃至第二十六條  
の規定による利益の歸屬に關す  
る事項  
十六 第三十四條第一項の規定に  
よる繰越缺損としての處理に關  
する事項  
十七 第三十四條第二項の規定に  
よる資本の減少に關する事項  
十八 整備計畫を行ふについての  
計畫に關する事項  
十九 その他命令の定める事項

第七條 特別經理株式會社は、特別  
損失の額について、左の順序に  
より、その負擔額を計算しなけ  
ればならない。  
一 特別損失の額について、資本  
金の額の十分の九に相當する額  
(資本金が十萬圓を超えて五十萬  
圓未滿の特別經理株式會社につ  
いては資本金の額から五萬圓を  
控除した額、資本金が十萬圓以  
下の特別經理株式會社について  
は資本金の額の二分の一まで、  
株主の負擔額として、これを計  
算する。

二 前號によるもなは特別損失の  
額が残るときは、その殘額  
は、會社經理應急措置法第十四  
條第一項の舊債權のうち知れた  
る債權(以下知れたる特別損失  
負擔債權といふ。)の額の十分  
の七に達するまで、知れたる特  
別損失負擔債權の債權者への負擔  
額として、これを計算する。  
三 前號によるもなは特別損失の  
額が残るときは、その殘額  
は、資本金の額の十分の一に相  
當する額(資本金が十萬圓を超  
え五十萬圓未滿の特別經理株式  
會社については五萬圓、資本金  
が十萬圓以下の特別經理株式會  
社については資本金の額の二分  
の一)まで、株主の負擔額とし  
て、これを計算する。  
四 前號によるもなは特別損失の  
額が残るときには、その殘額  
は、知れたる特別損失負擔債權  
の額の十分の三に達するまで、  
知れたる特別損失負擔債權の債  
權者への負擔額として、これを計  
算する。

第五條 特別經理株式會社の特別  
管理人は、會社財產についての命令  
を以て定める評價換を行はうとす  
るときには、これを整備計畫に定  
めなければならぬ。  
前項の規定による命令を以て定  
める評價換に關しては、他の法令  
の規定又は定款の定は、これを適  
用しない。  
第一項の規定により評價換を行  
ふ場合には、その評價換によつ  
て生じた益金は、特別損失の計算に  
ついては、これを第三條第二號の  
規定による第三條第一項の規定に  
依り評價換の額を算入する。

第六條 特別經理株式會社の特別  
管理人は、第五條第一項の規定に  
依り評價換の額を算入する場合に  
おいては、その評價換の額を算入  
する場合に、その旨を申し出しが  
能い場合は、當該會社の本店及  
び支店に備へ置き、利害關係人の  
閱覽に供しなければならない。

第七條 特別經理株式會社が、新勘  
定に所屬する資產の全部又は一部  
を出資する場合においては、その  
出資を受ける者は、命令の定める  
ところにより、指定時後特別經理  
株式會社の新勘定の負擔となつた  
債務を承継する。

前項の債務の承継については整  
備計畫において、これを定めなけ  
ればならない。

第八條 特別經理株式會社の特別  
管理人は、第五條第一項の規定に  
依り評價換の額を算入する場合に  
おいては、その評價換の額を算入  
する場合に、その旨を申し出しが  
能い場合は、當該會社の本店及  
び支店に備へ置き、利害關係人の  
閱覽に供しなければならない。

第九條 特別經理株式會社が、新勘  
定に所屬する資產の全部又は一部  
を出資する場合においては、その  
出資を受ける者は、命令の定める  
ところにより、指定時後特別經理  
株式會社の新勘定の負擔となつた  
債務を承継する。

前項の規定による申請があつた場合  
には、當該整備計畫が適正でその  
實行に支障がない、且つ公益に反  
しないか否かを審査し、前條第二  
項の期間經過後文書によつて認可  
されなければならない。

第十條 整備計畫に議決權のない  
株式であつて議決權のある株式に  
轉換することを請求することがで  
きるものを行ふことを定めた  
場合は、當該會社については、當該  
會社に對しその解散を命ずること  
ができる。

第十一條 主務大臣は、第五條第一  
項の規定による申請があつた場合  
には、當該整備計畫が適正でその  
實行に支障がない、且つ公益に反  
しないか否かを審査し、前條第二  
項の期間經過後文書によつて認可  
されなければならない。

第十二條 特別經理株式會社は、同項の規定  
による命令に因り解散する。

第十三條 特別經理株式會社の特別  
管理人は第十五條第一項又は第二

合計金額に加算しなければなら  
ない。

第九條 特別經理株式會社は、命令  
の定めるところにより、第三條及  
び第七條の規定による計算を明か  
ならしめる書類を作成し、特別管  
理人の承認を受けなければならな  
い。

前項の會社は、命令の定めると  
ころにより、遲滞なく、同項の承  
認を受けた書類を當該會社の知れ  
たる債權者に提出すると共に、公  
告をなし、且つその書類を本店及  
び支店に備へ置き、利害關係人の  
閱覽に供しなければならない。

第一項の會社は、前項の規定に  
より知れたる債權者に提出する書  
類には、第一項の承認を受けたこ  
とを證明する書類並びに前條の規  
定による評價換を行ふ場合にはそ  
の評價換を行はずしてなした第三  
條及び第七條の規定による計算を  
明かならしめる書類を添附しなけ  
ればならない。

第十三條 特別經理株式會社が、第  
六條第七號の規定による會社(以  
下第二會社といふ。)の株式の相當  
多數を當該會社その他の者が所有  
する場合に、その議決權を受託機  
関を設けてこれに行使せしめ、そ  
の他議決權の行使の制限をしよう  
とするときには、整備計畫にその  
旨を定めなければならぬ。

第十四條 特別經理株式會社の特別  
管理人は、第五條第一項の規定に  
よる認可を申請したときには、遲  
滞なく第六條第十號に掲げる事項  
を公告し、且つ當該整備計畫を記  
載した書類を當該會社の本店及  
び支店に備へ置き、利害關係人の閱  
覽に供しなければならない。

第十五條 主務大臣は、第五條第一  
項の規定による申請があつた場合  
には、當該整備計畫が適正でその  
實行に支障がない、且つ公益に反  
しないか否かを審査し、前條第二  
項の期間經過後文書によつて認可  
されなければならない。

第十六條 第五條第一項の規定によ  
り認可を申請した特別經理株式會  
社の特別管理人は、前條第一項の規  
定により不認可の處分を受けた  
場合には、同條第三項の規定によ  
り不認可の文書に附記された理由  
に基き、當該整備計畫に所要の修  
正を加へ、不認可の處分の日から  
一箇月以内にあらためて第五條第  
一項の規定による認可を申請しな  
ければならない。

第十七條 主務大臣は、第五條第一  
項の規定の適用を受ける特別經理  
株式會社の特別管理人が同項の命  
令の定める期間内又は前條の期間  
内に整備計畫の認可を申請しない  
場合及びふたたび整備計畫の不認  
可の處分を受けた場合には、當該  
會社に對しその解散を命ずること  
ができる。

第十八條 特別經理株式會社の特別  
管理人は第十五條第一項又は第二

商法第二百四十二條第二項の規定  
は、これを適用しない。  
前項の場合における轉換の請求  
の期間については、命令を以て別段  
の定をなすことができる。

第十二條 整備計畫の定めるところ  
によつてなす未拂込株金の拂込の  
場合に關しては、他の法令又は定  
款にかかはらず、命令を以て別段  
の定をなすことができる。

第十三條 特別經理株式會社が、第  
六條第七號の規定による會社(以  
下第二會社といふ。)の株式の相當  
多數を當該會社その他の者が所有  
する場合に、その議決權を受託機  
関を設けてこれに行使せしめ、そ  
の他議決權の行使の制限をしよう  
とするときには、前條第二項の規定  
により異議を採用しなかつたとき  
には第一項の規定による認可又は不  
認可の文書に、その理由を附記す  
ることを要する。

第十六條 第五條第一項の規定によ  
り認可を申請した特別經理株式會  
社の特別管理人は、前條第一項の規  
定により不認可の處分を受けた  
場合には、同條第三項の規定によ  
り不認可の文書に附記された理由  
に基き、當該整備計畫に所要の修  
正を加へ、不認可の處分の日から  
一箇月以内にあらためて第五條第  
一項の規定による認可を申請しな  
ければならない。

第十七條 主務大臣は、第五條第一  
項の規定による申請があつた場合  
には、當該整備計畫が適正でその  
實行に支障がない、且つ公益に反  
しないか否かを審査し、前條第二  
項の期間經過後文書によつて認可  
されなければならない。

第十八條 特別經理株式會社の特別  
管理人は第十五條第一項又は第二

主務大臣は、前條第二項の規定  
による申出のあつた場合において  
必要があると認めるときには、整  
備計畫に定める事項を變更して認  
可することができる。

主務大臣は、前項の規定により  
整備計畫に定める事項を變更して認  
可したとき、前條第二項の規定によ  
り異議を採用しなかつたときには、  
又は不認可の處分をなしたときには  
第一項の規定による認可又は不  
認可の文書に、その理由を附記す  
ることを要する。

第十九條 主務大臣は、前條第二項の規定  
による申請があつた場合において  
必要があると認めるときには、整  
備計畫に定める事項を變更して認  
可する。

主務大臣は、前條第二項の規定によ  
り異議を採用しなかつたときには、  
又は不認可の處分をなしたときには  
第一項の規定による認可又は不  
認可の文書に、その理由を附記す  
ることを要する。

第二十条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十一条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十二条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十三条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十四条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十五条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十六条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十七条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十八条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第二十九条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十一条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十二条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十三条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十四条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十五条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十六条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十七条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

第三十八条 特別經理株式會社の特別  
管理人は、前項の規定による申請  
があつた場合において必要があると  
認めるときには、整備計畫に定める  
事項を變更して認可する。

項の規定による認可があつた場合には、命令の定めるところにより、遅滞なく第六條第十號に掲げる事項を公告し、且つ認可を受けた整備計畫（以下決定整備計畫といふ）を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覽に供しなければならない。

第十九條 會社經理應急措置法第四條第一項の舊債權は、決定整備計畫に定める第六條第十號の割合を乗じた額に相當する額だけ、第十五條第一項又は第二項の規定による認可を受けた日に消滅し、その債權の額は、その認可に因り確定する。

前項の場合においては、社債の種類並びに留置權、先取特權、質權及び抵當權の有無にかかはらず、すべての債權者の負擔の比率は、平等とする。

第二十條 已むを得ない事由により、決定整備計畫に定める事項（前條の規定による債權の消滅及び確定に関する事項を除く。）を更にする必要を生じたときは、特別管理人は、命令の定めるところにより、命令の定める期間内に、決定整備計畫を變更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、命令の定める場合はこの限りでない。

第十四條 第五條第一項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十五條 第五條第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社以外の特別經理株式會社の特別管理

人は、必要があると認めるときに、整備計畫を立案し、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を申請することができる。

第五條第二項、第十四條、第五條、第十八條及び前條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第一項の規定により認可の申請をなした特別經理株式會社の特別管理人は、前項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合においては、前項において準用する第十五條第三項の規定により不認可の文書に附記された理由に基いて、當不認可の處分の日から一箇月以内に、あらためて第二項の規定による認可を申請することができる。

第四章 整備計畫の實行

第二十二條 特別經理株式會社の特別管理人が、第十五條第一項又は第二項の規定（第二十條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可を受けたときには、當該會社は、決定整備計畫に定めた特別經理株式會社の資産を處分する場合においては、當該假勘定として貸借對照表の負債の部又は資產の部に計上しなければならない。

第二十三條 主務大臣は、商法の會社の整理又は特別清算の手續による旨の定のある整備計畫を認可したときには、その旨を裁判所に通告することを要する。

前項の規定による通告は、決定整備計畫の定めるところに従ひ、會社の整理又は特別清算の開始の通告とみなす。

第二十四條 特別經理株式會社は、

決定整備計畫の定めるところに從ひ、第六條第七號乃至第九號に定める會社の資產を處分する場合において處分益又は處分損を生じたときは、命令の定めるところにより、その處分益又は處分損を夫々假勘定として貸借對照表の負債の部又は資產の部に計上しなければならない。

第一項の規定により認可の申請をなした特別經理株式會社の特別管理人は、前項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合においては、當該假勘定として貸借對照表の負債の部又は資產の部に計上しなければならない。

第二十五條 特別經理株式會社は、決定整備計畫に定めた特別損失の額が増減した場合においては、命令の定めるところにより、その増加額又は減少額を夫々假勘定として貸借對照表の負債の部又は資產の部に計上しなければならない。

第二十六條 特別經理株式會社は、前二條の規定により、假勘定として貸借對照表の負債の部又は資產の部に計上した額の合計差引計算をなし、負債の部に計上した額の合計金額が資產の部に計上した額の合計金額を超えた場合においては、その超過額に相當する金額を決定整備計畫に定める方法により、第十九條の規定により消滅した債權の額の限度において、會社經理應急措置法第十四條第一項による假勘定の合計差引計算の結果、負債の部に計上した額の合計金額が資產の部に計上した額の合計金額を超える場合において、第一項の舊債權に歸屬せしめなければならない。

特別經理株式會社は、前項の規定による假勘定の合計差引計算の結果、負債の部に計上した額の合計金額が資產の部に計上した額の合計金額を超えるときは、その殘

額を假勘定の額の確定した日の屬於する事業年度の益金として經理し、負債の部に計上した額の合計金額が資產の部に計上した額の合計金額に満たない場合においては、その不足額を假勘定の額の確定した日の屬於する事業年度の損金として經理しなければならない。

第二十七條 決定整備計畫に定める事項については、行政官廳の認可、許可、免許その他の處分を要する旨を規定する他の法令（昭和二十年勅令第六百五十七號、昭和二十一年文部省令第一號及び昭和二十一年運輸省令第三十二號を除く。）の規定はこれを適用しない。

第二十八條 特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める資產の處分を行ふについては、工場抵當法第十三條第二項若しくは第十四條第三項の規定（鐵業財抵當法第三條及び漁業財抵當法第六條においては、鐵道抵當法第四條若しくは第二十條の規定（鐵業財抵當法第三條及び漁業財抵當法第六條においては、鐵道抵當法第四條若しくは第二十條の規定（明治四十二年法律第二十八號第一條及び運河法第十三條においては、鐵道抵當法第二十八號第一條において準用する明治四十二年法律第二十八號第一條において准用する場合を含む。）鐵道抵當法第四條若しくは第二十條の規定（明治四十二年法律第二十八號第一條及び自動車交通事業法第四十四條の規定にかかはらず、これを行ふことができる。前項の規定は、新勘定に屬する場合を含む。）及び自動車交通事業法第四十四條の規定にかかはらず、これを行ふことができる。

前項の規定は、新勘定に屬する場合を含む。）及び自動車交通事業法第四十四條の規定にかかはらず、これを行ふことができる。

特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める資產の處分を行ふに際しては、これを適用しない。

特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める資產の處分を行ふについては、會社の資產について、これを適用しない。

第三十一條 特別經理株式會社が、決定整備計畫に定めるところによつて、第二會社を設立する場合においては、商法第一百六十五條、第一百七十三條、第一百八十一條、第一百八十四條第二項及び第一百八十五條乃

至第一百八十七條の規定は、これを適用しない。但し、決定整備計畫に定めた方針を變更しない範圍の定款の變更については、この限りでない。

**第三十二條 特別經理株式會社は、命令の定めるところにより決定整備計畫に定める解散の事由に因り解散する。**

**第三十三條 決定整備計畫に従つてなす特別經理株式會社の行爲については、民法第四百二十四條の規定は、これを適用しない。**

**第三十四條 特別經理株式會社は、命令を以て定める場合には、整備計畫の定めるところに従ひ、特別損失の全部又は一部を繰越損失と申請し特別損失の額の全部を繰越損失として處理することができる。**

**第五條第一項の規定による認可を申請し特別損失の額の全部を繰越損失として處理する旨を定めた整備計畫の認可のあつた場合を除くの外、特別經理株式會社は、決定整備計畫に定める特別損失の額から會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の負擔額として計算した額と前項の規定により繰越損失として處理する額との合計額を控除した額を下らない額の資本を、減少しなければならない。**

**前項の規定による資本の減少二百二條第二項の規定は、これを適用しない。**

**第二項の規定による資本の減少により、株式の金額が商法第二百二條第二項に規定する金額を下る場合には、特別經理株式會社は、資本減少の登記の日から一年以内に、同法第三百七十七條乃至**

第三百七十九條の規定に準じ、株式の併合をなし、株式の金額を同法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せなければならない。

**特別經理株式會社は、その株式の金額を商法第二百二條第二項に規定する金額以上に上せなければいけない。**

**特別經理株式會社が第二項の規定により、資本を減少する場合においては、その登記の日から一年を限り資本金額の制限に關する他の法令の規定は、これを適用しない。**

**第二項の規定により株式の金額が商法第二百二條第二項に規定する金額を下る場合においては、第二項の規定により同法第二百二條三項の規定により規定する金額以上に上せられない間ににおいては、該該株式の譲渡は、命令の定める場合を除くの外、その效力を生じない。**

**第二項の規定による資本の減少に關し必要な事項は、命令を以て、これを定める。**

### 第五章 舊勘定及び新勘定の併合

**第三十六條 特別經理株式會社の舊勘定及び新勘定は、左に掲げる日に併合するものとする。**

**一 特別管理人が第十五條第一項に併合するものとする。**

**二 又は第二項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日、但し、決定整備計畫において、第二會社を設立し、又は新勘定に所屬する會社財産で決定整備計畫に定める相當部分を出資し、讓渡し、賃貸し、若しくはその營業で決定整備計畫に定める相當部分の經營を委任する旨を定め**

**六 前條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その不認可の處分を受けた**

**七 前條第六項の規定の適用を受ける特別經理株式會社においては、その解散の日**

**八 前條第六項の規定による評價換による所得、營業**

は、命令の定めるところにより、ときはその最も遅き日)第三條及び第七條第一號の規定による計算を明かならしめる書類を作成し、特別管理人の承認を受けなければならない。

**第九條第二項、第十四條第一項及び第十五條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。**

**第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社が同項の命令の定める期間内に同項の認可を申請しない場合には、主務大臣は、當該會社に對し、期限を定めて第一項の規定による認可の申請をなすべきことを命ずることができる。**

**前項の規定による命令を受けた特別經理株式會社が同項の期限までに第一項の規定による認可の申請をしなかつた場合には、當該會社は、その期限到来の日に解散するものとする。**

**第三十六條 特別經理株式會社の舊勘定及び新勘定は、左に掲げる日に併合するものとする。**

**一 特別管理人が第十五條第一項に併合するものとする。**

**二 又は第二項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日、但し、決定整備計畫において、第二會社を設立し、又は新勘定に所屬する會社財産で決定整備計畫に定める相當部分を出資し、讓渡し、賃貸し、若しくはその營業で決定整備計畫に定める相當部分の經營を委任する旨を定め**

**六 前條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その不認可の處分を受けた**

**七 前條第六項の規定の適用を受ける特別經理株式會社においては、その解散の日**

**八 前條第六項の規定による評價換による所得、營業**

た日(これらの日が二以上あるときはその最も遅き日)第三條及び第五條第一項の規定により整備計畫の認可を申請しなければならない。

**第五條第一項の規定により整備計畫の認可を申請しなければならない特別經理株式會社の特別管理人が、同項の規定により認可を申請しなければならない。**

**第六條第一項の規定により整備計畫の認可を申請しなければならない特別經理株式會社の特別管理人が、同項の規定により認可を申請しなかつた場合には、**

**その期間満了の日**

**認可を申請しなかつた場合においては、**

條乃至第二十六條の規定による經理に係る資產については、特別の帳簿を作成し、その他の資產との區別を明確にしておかなければならぬ。

**第三十七條 特別經理株式會社は、舊勘定及び新勘定の併合があつたときには、遲滞なくその旨を公告し、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、舊勘定及び新勘定の併合の登記をなし、且つ會社經理應急措置法第八條第六項の規定による登記又は登録を抹消しなければならない。**

**第三十八條 會社經理應急措置法第七條乃至第十一條、第十三條乃至第十五條、第十六條第一項乃至第三項及び第五項、第十九條並びに第三十九條 第八條の規定による命令を以て定める評價により附せられた價額は、當該財產については、**

**これが商法第二百八十五條に定める取得價額若しくは製作價額又は平均價額とみなす。**

**第八條の規定による評價換に係る營業用の固定財產の償却、その他に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。**

**第八條の規定による評價換に伴ふ利益は、命令の定めるところにより、法人稅法による所得、營業**

があつた後においても、第二十四條により舊勘定及び新勘定の併合を受けた特別經理株式會社においては、その解散の日

特別經理株式會社は、前項の規定により舊勘定及び新勘定の併合を受けた特別經理株式會社においては、その解散の日

税法による純益の計算上これを益金に算入しない。

第四十條 特別經理株式會社が第十五條の規定による認可を受けたときは、財産目録に記載した價額及び第十條第一項の規定の適用については、當該會社財産を新勘定に所属せしめた日において第八條の規定による評價換の額にあらためられたるものとする。

#### 第四十一條 特別經理株式會社（決

定整備計畫の實行により特別經理株式會社が消滅する場合においては、命令の定める者は、命令の定めるところにより、決定整備計畫の全部の實行を終つたときには、遅滞なく主務大臣にその旨を報告し、命令の定めるところにより、公告しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による整備計畫の全部の實行を終つた旨の報告を受ける以前において、整備計畫の迅速且つ公正な實行を確保するため、必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、特別經理株式會社が、決定整備計畫に違反した行爲をしたときには、これを取消すことができる。

#### 第四十二條 會社經理應急措置法

は、第三十六條第一項第一號の特

別經理株式會社については、前項の規定による實行を終つた日から、其の他の特別經理株式會社については舊勘定及び新勘定の併合の日からこれを適用しない。但し、その日までになし得た行為に對する罰則については、この限りでない。

特別經理株式會社は、前項に規定する日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、會社登記簿の登記を抹消し、資本金が二十萬圓未滿の特別經理株式會社は、同法第三條第一項の登記を抹消しなければならない。

第四十三條 主務大臣は、特別經理株式會社、その債權者その他の者が特別經理株式會社又は第二會社の株式を取得して、當該會社の經營を支配する處がある場合において、必要があると認めるときには、當該株式の所有者に對し、必要な事項を指示して株式の譲渡を命じ、又は當該株式の議決權の行使を命令の定める者に委任すべきことを命ずることができる。

第六章 經濟再建整備委員會 第四十四條 この法律の圓滑な運營を圖るため、經濟再建整備委員會を置く。

第四十五條 主務大臣は、この法律の運營に關し、重要な事項の決定をなす場合、第十五條第一項又は第二項の規定による認可、第十七條第一項又は第四十三條の規定による命令及び第四十七條の規定による裁定をなす場合には、經濟再

建整備委員會に諮詢することを要する。

第四十六條 この法律に定めるもの外、經濟再建整備委員會に關する必要な事項は、勅令でこれを定める。

#### 第七章 雜則

第四十七條 特別管理人が此の法律による職權を行ふについては、その過半數を以てこれを決する。但し、可否の意見が同數の場合は、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

第四十八條 主務大臣は、特別經理株式會社がこの法律施行の日（この法律施行後會社經理應急措置法第一條第一項第二號の指定を受けた特別經理株式會社については、その指定の日）とする。以下同じ。前四箇月以内に公正なる再建整備を妨げることを知つてなした行爲があるときには、この法律施行の日から一年を限り、これを取消すことができる。

第四十九條 主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理株式會社に對して、監督上必要な命令をなすことができる。

第五十條 主務大臣は、この法律に規定する職權の一部を地方官衙の長をして行はせることができる。

第五十一條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行をして取り扱はせることができる。

第五十二條 この法律の中必要な規定は、命令の定めるところにより、左に掲げるものに、これを準用する。

一 株式會社以外の特別經理會社が特別經理株式會社又は第二會社の株式を取得して、當該會社の經營を支配する處がある場合において、必要があると認めるときには、當該株式の所有者に對し、必要な事項を指示して株式の譲渡を命じ、又は當該株式の議決權の行使を命令の定める者に委任すべきことを命ずることができる。

第六章 經濟再建整備委員會 第四十四條 この法律の圓滑な運營を圖るため、經濟再建整備委員會を置く。

第四十五條 主務大臣は、この法律の運營に關し、重要な事項の決定をなす場合、第十五條第一項又は第二項の規定による認可、第十七條第一項又は第四十三條の規定による命令及び第四十七條の規定による裁定をなす場合には、經濟再

建整備委員會に諮詢することを要する。

第五十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第三條及び第七條の規定によると計算を明かならしめる書類によるもの

二 第六條第十號に掲げる事項を定を準用するにつき必要な事項に關しては、命令で特別の定をすることができる。

三 決定整備計畫に違反して整備計畫を明かならしめる書類によるもの

四 第四十三條の規定による命令に違反した者

五 第五十七條左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第四十一條第二項の規定によると命令に違反した者

二 第四十九條第二項の規定による報告を怠り、又は虛偽の報告をした者

三 正當な事由がなく第四十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十四條乃至第二十六條の計算又は第八條の評價換に關し過失がなかつた者については、この限りでない。

第五十七條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第四十一條第二項の規定によると命令に違反した者

二 第四十九條第二項の規定による報告を怠り、又は虛偽の報告をした者

三 正當な事由がなく第四十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十四條乃至第二十六條の計算又は第八條の評價換に關し過失がなかつた者については、この限りでない。

第五十八條 特別管理人が第五條第一項、第十六條又是第二十條第一項の規定に違反して、認可の申請

による認可の日から五年を経過した時、時效によつて消滅する。

第五十九條 破産手續中の特別經理株式會社については、この法律の適用に關し、命令を以て特別の定めをなすことができる。

第六十条 この法律に定めるもの外、登記その他企業の再建築を行つて取り扱はせることができるところによる。

第六章 則則

第五十條 主務大臣は、この法律に規定する職權の一部を地方官衙の長をして行はせることができる。

第五十一條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行をして取り扱はせることができる。

第五十二條 この法律の中必要な規定は、命令の定めるところにより、左に掲げるものに、これを準用する。

一 株式會社以外の特別經理會社が特別經理株式會社又は第二會社の株式を取得して、當該會社の經營を支配する處がある場合において、必要があると認めるときには、當該株式の所有者に對し、必要な事項を指示して株式の譲渡を命じ、又は當該株式の議決權の行使を命令の定める者に委任すべきことを命ずることができる。

二 第六條第十號に掲げる事項を定を準用するにつき必要な事項に關しては、命令で特別の定をすることができる。

三 決定整備計畫に違反して整備計畫を明かならしめる書類によるもの

四 第四十三條の規定による命令に違反した者

五 第五十七條左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第四十一條第二項の規定によると命令に違反した者

二 第四十九條第二項の規定による報告を怠り、又は虛偽の報告をした者

三 正當な事由がなく第四十九條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十四條乃至第二十六條の計算又は第八條の評價換に關し過失がなかつた者については、この限りでない。

第五十八條 特別管理人が第五條第一項、第十六條又是第二十條第一項の規定に違反して、認可の申請

による認可の日から五年を経過した時、時效によつて消滅する。

第五十九條 破産手續中の特別經理株式會社については、この法律の適用に關し、命令を以て特別の定めをなすことができる。

第六十条 この法律に定めるもの外、登記その他企業の再建築を行つて取り扱はせることができるところによる。

を怠つたときには、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第五十六條又是第五十七條第一號若しくは第二號の違反行爲をしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第六十條 左の場合においては、その行爲をなした特別經理株式會社の取締役その他これに準ずる者は特別管理人は、これを五千圓以下の過料に處する。

一 第九條第二項、第十四條第一項若しくは第十八條(第二十條第二項及び第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ)、第三十七條第一項又是第四十一條第一項の規定による公告をせず、又は虛偽の公告をしたとき

二 第九條第二項、第十四條第一項又は第十八條の規定に違反して書類を備へ置かず、又は正當の事由なくして書類の閲覽を拒んだとき

四 この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して登記又は登録を怠つたとき

五 第三十四條第四項又は第五項の規定に違反して株式の併合を行なさず、又は資本の増加をしたとき

六 第三十九條第二項の規定に基いて發する命令又は第四十九條第一項の規定による命令に違反したとき

七 第四十一條第一項の規定による報告を怠つたとき

第六十二條 第五十六條乃至前條の規定は、第五十二條の場合に、この特別經理會社以外のもの又は前項の特別經理會社以外のもの又は前項の會社その他のものに、「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同條第一項の次に左の一項を加へる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の定める日以後命令の定める損失に因り債務超過又は支拂不能に陥る虞ある會社その他のものに對し、これを準用することができる。

第八條の二 特別經理會社が新勘定に所屬せしめた會社財産のうちで舊勘定に所屬せしめることを必要とするものを生じたときは、特別管理人の決定に基き主務大臣の認可を受け、これを舊勘定に振りやうに改正する。

#### 附 則

この法律の施行の期日は、勅令でこれを定める。

會社經理應急措置法の一部を左の

第一條第一項第一號中「財產目錄に記載した動產、不動產、債權その他の財產の指定時ににおける價額(株式會社、株式合資會社又は有限會社の營業用の固定財產及び取り所の相場のある有價證券については、商法第二百八十五條又は同法第四百五十八條第二項若しくは有限會社法第四十六條第一項において準用する商法二百八十五條に定める價額を超えることができない)が當該財產目錄に記載した價額を超える場合におけるその超過額を貸借對照表に記載した指定時を以て終了する事業年度の利益金額」に改める。

第三十九條第二項中「前項において」を「前二項において」に、「前項の特別經理會社以外のもの」を「第一項の特別經理會社以外のもの又は前項の特別經理會社以外のもの又は前項の會社その他のもの」に、「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同條第一項の次に左の一項を加へる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の定める日以後命令の定める損失に因り債務超過又は支拂不能に陥る虞ある會社その他のものに對し、これ

を准用することができる。

マシテ、戰時補償ノ打切り並ニ之ニ續ク經濟界再建整備ニ關シ、此ノ度一聯ノ法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、今回ノ措置ハ、謂ハ、重大ナル病根ニ對シテ思切ツタ切開手術ヲ行ヒ、依シテ以テ我ガ國經濟ノ急速ナル復興安定ヲ圖ラントスルモノニアリマス、健全ナル生產活動ハ、此ノ措置ヲ執ルコトニ依ツテノミ促進セラル、モト信ズルノデアリマス、而シテ今回ノ措置ニ當ツテハ、各般ノ點ニ於テ成リマシタ戰時補償特別措置法案等一聯ノ法律案ニ付テ、其ノ提案ノ理由ヲ説ベク無理ヲ少クシテ目的ヲ達スルコトヲ期スルノデアリマス、併シナガラ直

替へることができる。この場合ににおいては、當該會社財產は、舊勘定に振り替へられた日において、舊勘定に所屬せしめたものとし、第十四條第五項の規定を準用する。

第八條第一項乃至第四項及び第六項の規定は、新勘定から舊勘定に振り替へた會社財產についてこれ準用する。

第三十八條 刪除

第三十九條第二項中「前項において」を「前二項において」に、「前項の特別經理會社以外のもの」を「第一項の特別經理會社以外のもの又は前項の特別經理會社以外のもの又は前項の會社その他のもの」に、「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同條第一項の次に左の一項を加へる。

この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の定める日以後命令の定める損失に因り債務超過又は支拂不能に陥る虞ある會社その他のものに對し、これ

を准用することができる。

マシテ、戰時補償ノ打切り並ニ之ニ續ク經濟界再建整備ニ關シ、此ノ度一聯ノ法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、今回ノ措置ハ、謂ハ、重大ナル病根ニ對シテ思切ツタ切開手術ヲ行ヒ、依シテ以テ我ガ國經濟ノ急速ナル復興安定ヲ圖ラントスルモノニアリマス、健全ナル生產活動ハ、此ノ措置ヲ執ルコトニ依ツテノミ促進セラル、モト信ズルノデアリマス、而シテ今回ノ措置ニ當ツテハ、各般ノ點ニ於テ成リマシタ戰時補償特別措置法案等一聯ノ法律案ニ付テ、其ノ提案ノ理由ヲ説ベク無理ヲ少クシテ目的ヲ達スルコトヲ期スルノデアリマス、併シナガラ直

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 只今議題トナリマシタ戰時補償特別措置法案等一聯ノ法律案ニ付テ、其ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス

接間接其ノ國民經濟ニ及ボス影響ハ甚大深刻ニ各個人經濟ニ及ボス影響ハ甚大深刻ナルモノガアリマスルコトハ明瞭デアリマス、是ハ洵ニ懸念ニ堪ヘナイ所アリマス、之ヲ忍シテ、我ガ國民經濟ノ將來ノ爲メ此ノ際之ヲ斷行スルニアラズンバ、國民經濟ノ建直シハソレダケ遲レ、平和日本ノ明ルイ將來ハソレダケ遠クナルデアリマス、政府ハ茲ニ思ヒヲ致シマシテ、今回ノ措置ヲ断行スルコトニ決シタ次第アリマス、之ヲ發足點ト致シ、引續イテ經濟再建ノ策ヲ強力ニ實行シテ行ク積リデ居リマス、尙ホ財產稅法モ以上ノ諸措置ト關聯ヲ致スモノアリマスガ故ニ、引續キ議會ニ提出スル筈デアリマス、而シテ此ノ財產稅法ノ提案ニ依ツテ、再建ニ必要ナル非常時的法案ハ總テ出盡斯大第デアリマス、幸ヒニ國民諸君ガ、何故斯カル非常措置ヲ今日我ガ國ガ必要トスルカノ理由ヲ深く諒解セラレ、其ノ理解協力ノ下ニ其ノ趣旨目的ヲ徹底致シタイモノデアルト考ヘルノデアリマス、是ガ完全ニ實行セラル、既ニ恰モ颶風一過、我ガ國ノ經濟界ハ明朗化スルコトガ必然デアルト信ズルノデアリマス、尙ホ世上我ガ國ノ財政經濟ノ前途ニ不安ヲ抱キ、甚間種々ノ流言

風説ヲナシ、或ハ現金ヲ預貯金スルコトヲ躊躇スル等ノ向キガアルト聞キマスガ、斯カル懸念ハ全ク理由ノナニコトデアリマス、發行セル通貨ヲ再ヒ封鎖シ、或ハ金融機關ノ預貯金等ニ對シ、更ニ新タナル措置ヲ行フガ如キコトハ絕對ニナインデアリマス(拍手)。各法律案ノ内容等ニ付キマシテハ主務大臣ヨリ説明致シマスガ、各位ニ於カレマシテモ、以上ノ趣旨ヲ御諒解下スツテ十分御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス。

○議長(山崎猛君) 議務大臣  
〔國務大臣膳桂之助君登壇〕  
○國務大臣(膳桂之助君) 只今上程サレマシタ戰時補償特別措置法案、企業再建整備法案、金融機關再建整備法案、大減省預金部等損失特別處理法案、特別和議法案並ニ厚生年金保險法案、船員保險法特例案等ニ付キマシテハ、其ノ提案ノ理由ハ只今内閣總理大臣カラ説明セラレマシタ、私ハ聊カ之ニ數衍ヲ致シマス。

政府ト致シマシテハ、假令原因ガ戰爭ニ基クモノデアルト致シマシテモ、國民ニ對シテ約束致シマシタ物資施設等ノ代リ、國庫ノ支拂ヲ打切り、又場合ニ依リ、此ノ際戦時補償特別措置法案テ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ政事に亘り、本邦ノ國庫、國民ノ生活、國土の安全、國防等に關する問題が複雑化、國際化する中で、經濟の発展と社会の安定を維持するための重要性が高まっています。しかし、戦時補償特別措置法は、その目的と手段の間に大きな矛盾があります。たとえば、戦争による被害者に対する補償は、国庫の負担を増加させ、財政難を招く一方で、戦争の勝敗によっては、補償額が大幅に変動する可能性があります。また、戦時補償特別措置法の実効性は、戦争の終結後も長期的に残る可能性があり、これにより社会経済が長期的に停滞する恐れがあります。したがって、この法律の運用には、常にバランスの取れた判断が必要です。

○議長(山崎猛君) 議務大臣  
〔國務大臣膳桂之助君登壇〕  
○國務大臣(膳桂之助君) 只今上程サレマシタ戰時補償特別措置法案、企業再建整備法案、金融機關再建整備法案、大減省預金部等損失特別處理法案、特別和議法案並ニ厚生年金保險法案、船員保險法特例案等ニ付キマシテハ、其ノ提案ノ理由ハ只今内閣總理大臣カラ説明セラレマシタ、私ハ聊カ之ニ數衍ヲ致シマス。

政府ト致シマシテハ、假令原因ガ戰爭ニ基クモノデアルト致シマシテモ、國民ニ對シテ約束致シマシタ物資施設等ノ代リ、國庫ノ支拂ヲ打切り、又場合ニ依リ、此ノ際戦時補償特別措置法案テ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ政事に亘り、本邦ノ國庫、國民ノ生活、國土の安全、國防等に關する問題が複雑化、國際化する中で、經濟の発展と社会の安定を維持するための重要性が高まっています。しかし、戦時補償特別措置法は、その目的と手段の間に大きな矛盾があります。たとえば、戦争による被害者に対する補償は、国庫の負担を増加させ、財政難を招く一方で、戦争の勝敗によっては、補償額が大幅に変動する可能性があります。また、戦時補償特別措置法の実効性は、戦争の終結後も長期的に残る可能性があり、これにより社会経済が長期的に停滞する恐れがあります。したがって、この法律の運用には、常にバランスの取れた判断が必要です。

リマシテ、其ノ支拂期日ガ昭和二十年八月十五日以前ニ到來シテ居リマス、ニ對シテモ補償金ヲ打切ル外ニ、納入タモノ、並ニ請求權ノ發生シタ原因ガ、昭和二十年八月十五日以前ニ生ジタ損害ヤ、引渡サレタ物資ヤ、施行サレタ工事等ニ基クモノニアリマシテ、其マレテ居ルノデゴザイマス、茲ニ支拂後ニ到來致シマスルモノ、是ガ總テ含金ニ依ル支拂ガ濟ンデ居ルト云コトノ意味デアリマシテ、特殊借入金ヤ特殊預金等ノ形ニ於テ支拂ハレタモノハ、昭和二十年八月十五日以前ニ、解リマス。

以上ノヤウニ戰時補償請求權ノ範圍ハ非帝ニ廣汎ニ瓦ルノデアリマシテ、政府等ノ通常ノ業務ニ關シテ發生シタ

請求權ハ、是ハ含マレテハ居リマスク、又例外トシテ、人道的ノ見地ニ基

イテ、戰爭死亡傷害保險ニ基ク保険金ヤ、軍事扶助ノ扶助料等ハ除カレテ居リマスケレドモ、其

ノ他ノ請求權ハ全部打切りノ對象ニ相

成ルモノニアリマス、隨テ軍需會社等負業者等ノ工事代金ノヤウナモノモ、課稅ニ依ツテ取戻サレマス、又陸海軍ニ納入シタ物資ノ代金ハ打切ラレマスガ、其ノ中ニハ、地方ノ農事實行組合ノヤウナモノガ納メタル馬糧用ノ雜穀

對スル保險金ノ補償金モ打切ラレマスガ、是ハ何千「トン」、何萬「トン」ト申ス大キナ船舶モアリマスルケレドモ、二十「トン」、三十「トン」ノ漁船モ含マレルノデアリマス、其ノ他企業整備ノ補償金モ打切ラレマス、建築疎開ノ補償金モ打切ラレマス、戰爭保險金混同ニ依ツテ消滅シマシタモノデナケレバ、支拂済トハ認メラレナイノデアリマス。

以上ノヤウニ次第デ、補償打切りノ影響ハ國民各層ニ瓦リ其ノ範圍ハ相當

廣汎ニ及ブノデアリマスルガ、政府ハ一般ノ個人ヤ中小商工業者ノ受ケマス

ニ依リマシテ措置致スコトニ致シマシテハ、控除ノ金額ニ付テ特ニ考慮

ヲ拂ヒマシタ、即チ控除金額ト致シテハ、原則トシテ、一請求權每ニ

萬圓ガ課稅ノ對象價格カラ控除セラレ

ヲ差引イタ殘額ハ、全部課稅ニ依ツテ

ルノデアリマスガ、個人ノ戰爭保險金ヤ、個人、法人ノ企業整備補償金ニ付キマシテハ、各人毎ニ五萬圓ガ控除セ

ガ、薪炭ヤ、松根油等ノ代金等モ含マ

レルノデアリマス、又沈没シタ船舶ニ

ノ給付ヲ其ノ目的トスルモノト、金錢

二種類ゴザイマスガ、前者ハ課稅ノ方

ノ日ニ之ヲ消滅セシムルコトニ致シタ

法ニ依ツテ打切ラレ、後者ハ本法施行

ノデアリマス、尙又銀行等資金融通令

ニ基ク命令融資ナドニ因リマス損失ノ

補償、並ニ社債等ノ元利保證ニ付キマ

シテハ、マダ請求權が具體的ニ發生シ

テ居リマセスカラ、課稅ノ對象ニハナ

リマセヌガ、本法ニ依ツテ將來之ヲ打

切ルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ

ノ損失ヲ適正ニ處理致シマスルト共

ニ、所謂擬制資本ノ切捨テヲ斷行シ

タル理由ハ、此ノ方法ニ依ルコトガ比較

モ適當ト考ヘタカラデアリマス、本税

率ハ百分ノ百デアリマス、要スル

ス、勿論現下ノ生產不振ノ原因ハ、或

ミニ負ハセルベキモノデハアリマセ

ス、隨テ出資者モ債權者モ公平ナ割合

ル所モ少クハアリマセヌ、尙又賠償ヤ

アリマス

ニ負擔ナスベキモノト考ヘマス、是ガ  
爲ニ商法ノ原則ニハ依リマセヌデ、次  
ノヤウナ順序デ特別損失ヲバ鎖却セシ  
ニ、繰越益金及ビ積立金ハ全額マデ其  
ノ鎖却ニ充テサセマス、次ニ資産ノ再  
評價ガ許サレマスル場合ニハ、其ノ評  
價益ノ全額マデ、其ノ次ニハ資本金ノ  
九割マデ、其ノ次ニハ外部債權ノ七割  
マデ、次ニハ残リノ資本金ノ全額マ  
デ、次ニハ残ル外部債權ノ全額マデ、  
ス様ナ順序デ損失ノ鎖却ヲ致サセルノ  
デアリマスルガ、資本金ノ小サイ會社  
ニ付キマシテハ、特例ヲ設ケマシテ、  
資本金ノ負擔スペキ割合ヲ五割ノ程度  
ニ止メルユトニ致シテ居リマス、又資  
産ノ再評價ハ、整備計畫ニ記載シテ、  
主務大臣ノ認可ヲ受ケテ初メテ之ヲ行  
フノデアリマス、又繰越益金、積立金  
及ビ再評價益マデ損失ノ鎖却ニ充テマ  
シテ尙ホ鎖却シ切レナイデ、資本金ニ  
負擔ガ及ブ場合ニハ、勿論未拂込金ノ  
徵收ヲ致サセルノデアリマス

内容ノ第二ノ點ハ、整備計畫ノ立案

及ビ認可ニ付テデアリマス、企業ノ再  
建整備ハ、企業ト債權者トノ緊密ナ協

力ト理解ノ下ニ於チ初メテ圓滿ニ行ハ

レルノデアリマシテ、企業ト債權者ト

ノ代表者カラ成ル特別管理人ヲシテ整  
備計畫ヲ立案セシメ、主務大臣ノ認可  
ヲ受ケシメルコトト致シマシタ、整備  
計畫ニ記載スペキ事項ハ、會社ノ存續  
スルヤ否ヤ、解散スルヤ否ヤ、合併、  
減資、第二會社ノ設立、特別損失ノ額  
及ビ其ノ負擔方法、命令テ許サレタ範  
圍ノ資產ノ再評價、未拂込株金ノ徵收  
ニ關スル事項等ヲ定メシメルモノニア  
リマス

本法案ノ內容ノ第三ノ點ハ、整備計  
畫ノ實行ニ付テデアリマス、會社ハ整  
備計畫ノ認可ヲ受ケタ時ニハ、其ノ計  
畫ニ從ツテ週満ナク整備ヲ行フコトヲ  
要スルノデアリマシテ、之ヲ圓滑ニ行  
ハシメル爲ニ、商法、財團抵當法等ノ  
諸法令ヤ、定款ノ規定ヤ、既存ノ契約  
ノ如何ニ拘ラズ、會社ハ特定ノ認可サ  
レマシタ事項ヲ行フコトガ出來ルコト  
ト相成ツテ居ルノデアリマス

又本法案ノ內容ノ第四ノ點ハ、經濟  
再建整備委員會ニ關シテデアリマス、  
本法ノ圓滑ナル運營ヲ圖ル爲メ、各界  
カラ人物ヲ選ビマシテ、經濟再建整備  
ノ國家的要請ノ前ニ、其ノ負擔力ニ應  
じテ共同シテ損失ヲ分擔スルコトハ、  
蓋シ已ムヲ得ザル次第デアリマス、併

付テノ建議ヲサセルコトト致シテ居ル  
ノデアリマス

次ニ金融機關再建整備法案ニ付テ説  
明致シマス、金融機關ニ於キマシテモ  
テ企業ノ蒙リマスル巨額ノ損失ニ對應  
致シマシテ、金融機關ニ於キマシテモ  
少カラザル損失ヲ負擔スルコトハ避ケ  
難イノデアリマス、此ノ金融機關ノ蒙  
ルベキ損失ヲ其ノ懸放置致シマスナラ  
バ、信用機構ヲ根柢カラ動搖セシマ  
シテ、國民生活ノ不安ヲ增大シ、產業  
復興ヲ阻礙スルニ至ル憂ガ多イノデア  
リマス、曩ニ實施セラレマシタ金融機  
關經理應急措置法及ビ金融緊急措置ノ  
改正ハ、金融界ノ混亂ヲ未然ニ防止ス  
ル爲ノ應急ノ措置デアツタノデアリマ  
シテ、此ノ準備ニ基イテ本法ヲ制定實  
施セントスルモノデアリマス、金融機  
關トシマシテハ、其ノ再建ヲ圖リ、將  
來ノ積極的發展ヲ期スル爲メ、先づ其  
ノ生ズベキ損失ヲ迅速適確ニ處理致ス  
等ノ債權者ニ於キマシテモ、經濟再建  
ノ國家的要請ノ前ニ、其ノ負擔力ニ應  
じテ共同シテ損失ヲ分擔スルコトハ、  
蓋シ已ムヲ得ザル次第デアリマス、併

付テノ建議ヲサセルコトト致シテ居ル  
ノデアリマス

次ニ舊勘定ノ整理ヲ可及のニ速カニ  
以ト本法案ニ付テ其ノ內容ノ主ナル  
點ヲ説明致シマスルト、先づ第一ニ、金  
融機關ノ損失ノ處理ノ前提ト致シマシ  
テ、新勘定及ビ舊勘定ノ資產及ビ負債ノ  
狀況ヲ調查確定シ、爾後ノ整理ノ基礎  
ト致シマスルト共ニ、之ヲ一定ノ評價  
基準ニ依リマシテ評價致スノデアリマ  
ス、此ノ評價基準ハ、暫定評價基準ト  
確定評價基準ノ二ツト致シマス、先づ  
暫定評價基準ニ依ル評價ニ依リマシテ、  
其ノ次ニ逐次決定ヲ見ルベキ確定評  
價基準ニ依ル評價ニ依リマシテ、二段  
ニ分ケテ其ノ進捗ヲ圖ル方針デアリマ  
スルガ、此ノ評價基準ハ、主務大臣ガ

經濟再建整備委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決  
定スルコトト相成ツテ居リマス

第二ノ點ハ、資產ヲ暫定評價基準及  
ブル重要ナ處分又ハ命令ヲナスニ當リマ  
シテハ、此ノ委員會ニ諸問スルコトヲ  
シナガラ今次ノ特別損失ノ性質等ニ鑑

ミマシテ、且ツハ金融機關ノ特性トシ  
テ、預金者、保險契約者等多數ノ債權  
者ヲ擁シ、其ノ利害得失ガ直接ニ國民  
ノ各階層ニ懸ツテ居ル點ヲ考慮致シマ  
スナラバ、預金、保險契約等ノ中、國民  
生活ノ安定ヲ確保スル爲メ最低限度  
ノ必要ノアルモノニ付キマシテハ、其  
ノ支拂ヲ確保スル適當ナル措置ヲ講ズ  
ル必要ガアルノデアリマス

以下本法案ニ付テ其ノ內容ノ主ナル  
點ヲ説明致シマスルト、先づ第一ニ、金  
融機關ノ損失ノ處理ノ前提ト致シマシ  
テ、新勘定及ビ舊勘定ノ資產及ビ負債ノ  
狀況ヲ調查確定シ、爾後ノ整理ノ基礎  
ト致シマスルト共ニ、之ヲ一定ノ評價  
基準ニ依リマシテ評價致スノデアリマ  
ス、此ノ評價基準ハ、暫定評價基準ト  
確定評價基準ノ二ツト致シマス、先づ  
暫定評價基準ニ依ル評價ニ依リマシテ、  
其ノ次ニ逐次決定ヲ見ルベキ確定評  
價基準ニ依ル評價ニ依リマシテ、二段  
ニ分ケテ其ノ進捗ヲ圖ル方針デアリマ  
スルガ、此ノ評價基準ハ、主務大臣ガ

場合ニ於キマシテハ、直チニ舊勘定ノ  
ト致シタノデアリマス、此ノ場合究  
テ、初メテ舊勘定ノ最終處理ヲ行フコ  
シタノデアリマスルガ、其ノ其他ノ場合  
ニ於キマシテハ、整理實施ノ爲メ必要  
な最終處理ヲ完了シ得ルヤウニ措置致  
トナリマシタ場合ニ於キマシテハ、爾  
後ノ手續ヲ要セズシテ、直チニ舊勘定  
ノ最終處理ヲ完了シ得ルヤウニ措置致  
トナリマシタ場合ニ於キマシテハ、直チニ舊勘定  
ノ最終處理ヲ完了致スノデアリマスル  
ガ、若シ損失トナリマス場合ニ於キマ  
シテハ、債權者、株主等ノ利害關係人  
間ニ於ケル損失負擔ノ割合ヲ公正妥當  
ナラシメマスル爲ニ、其ノ負擔ノ方法

ヲ、次ニ中シマスルヤウナ順序ニ相定  
メタノデアリマス、即チ先ツ評價益ノ  
全額マテ損失ヲ負擔サセマス、次ニ積  
立金ノ全額マテ、次ニ資本金ノ九割マ  
テ、次ニハ法人ノ預金等ノ中、五百萬圓  
ヲ超エル多額ノ部分ノ七割、百萬圓ヲ  
超エ五百萬圓以下ノ部分ノ五割、十萬  
圓ヲ超エ百萬圓以下ノ部分ノ三割マ  
テ、次ニ法人ノ預金等ノ残額及び其ノ  
他ノ整理債務ノ七割マテ、其ノ次ニ殘  
リノ資本金ノ全額マテ、次ニ指定債務ノ全  
理債務ノ全額マテ、次ニ指定期限内に了  
了シテ、以上ノ順序で損失ノ負擔ヲセ  
シムルノデアリマス、而シテ減資ノ必  
要ノアリマスル場合ニハ、損失負擔ノ  
爲メ必要トスル金額ダケ未拂込金ヲ徵  
收セセルノデアリマス

尙ホ是ト同時ニ舊勘定ノ債權モ負擔  
額ニ相當スル金額ダケ消滅シ、新勘定  
及ビ舊勘定ノ區分ノ消滅ニ際シテ、舊  
勘定ハ充實セル資産内容ヲ以テ新勘  
定ノ營業ト合スルヤウニ致スノデア  
リマス、尙ホ損失負擔ノ爲ニ資本金ノ  
全額ヲ喪失シマス場合ニハ、所謂第二  
銀行等ヲ設立致シマシテ、新勘定ノ事  
業ハ之ニ讓渡スル等ノ方法ニ依ツテ解  
散スルコト致シタノデアリマスル  
ガ、此ノ場合前ニ述べマシタ順序ニ依  
テ損失ヲ負擔シテ、尙ホ損失ガ殘ル  
致シタノデアリマス、是ハ新舊勘定分  
離ニ際シ、優先的ニ新勘定ニ屬スルコ  
トトナツテ居リマシタ所ノ自由預金、  
第一封鎖預金等ノ債務ノ支拂ヲ確保ス  
ル爲ニ致スノデアリマス

次ニ金融機關ハ舊勘定ノ整理手續中  
ニ於キマシテモ、一定條件ノ下ニ第二  
銀行等ヲ設立スルコトガ出來、又ハ資  
產内容ノ堅實ナ他ノ金融機關ニ新勘定  
ノ事業ヲ譲渡スルコトガ出來ルコトト  
致シマシテ、整備ノ促進ヲ圖リマシタ  
外、金融機關ノ整備ヲ促進スル爲メ必  
要ノアル場合ニハ、主務大臣ハ金融機  
構シマシテ、直接ニ補償打切りノ結果  
トシテ、又間接ニ預金ノ打切り、取引先  
ノ債務打切り、又ハ債務履行不能等ノ  
結果ト致シマシテ、經濟上多大ノ損失  
ヲ受ケテ破産ニ瀕スル個人、公益法人  
等ガ出來テ參リマス、是等ヲ放置シテ  
破産セシメルコトハ、今回ノ措置ノ性  
質上穩當デハアリマセヌノデ、其ノモ  
ノノ債權者ニモ損失ヲバ適當ニ分擔サ  
セマシテ、個人生活ノ安定又ハ健全ナ  
ル法人事業ノ維持ヲ圖リ、以テ今回ノ  
諸施策ノ圓滿ナ遂行ヲ期スルコトガ本  
法案ノ目的トスル所ニアリマス、其ノ  
方法ト致シマシテハ、右ノヤウナ債務  
シテ保有シテ居リマシタ資産ニ付キマ  
シテモ、相當ノ損失ガ生ズルノデアリ  
マス、此ノ損失額ハ先ニ述べマシタ一  
般ノ民間ノ金融機關ノ例ニ倣ヒマシ  
タ、其ノ債權者等トノ間ニ、期限ノ  
過シナケレバナラナイコトニ相成ツテ  
居ルノデアリマスルガ、是ハ今回ノ措

置スルコトト致シタノデアリマスル  
ガ、此ノ場合前ニ述べマシタ順序ニ依  
テ、先ツ評價益、積立金ト云フヤウナ  
順序ニ依ツテ補填ヲ致シマシテ、尙ホ  
残存スル額ニ付キマシテハ、適當ナル  
基準ニ依ツテ一般會計カラ補償金  
ハ、一部ハ是等資金ノ債權者ヲシテ負  
担セシムル等、國民生活ノ安定ヲ確保  
シツ、適正ナ處理ヲ行フ爲メ、本法  
案ヲ制定セントスルモノゴザイマス  
次ニ特別和議案ニ付テ説明申上ゲ  
マス、今回ノ戰時補償特別措置ニ關聯  
致シマシテ、直接ニ補償打切りノ結果  
トシテ、又間接ニ預金ノ打切り、取引先  
ノ債務打切り、又ハ債務履行不能等ノ  
結果ト致シマシテ、經濟上多大ノ損失  
ヲ受ケテ破産ニ瀕スル個人、公益法人  
等ガ出來テ參リマス、是等ヲ放置シテ  
破産セシメルコトハ、今回ノ措置ノ性  
質上穩當デハアリマセヌノデ、其ノモ  
ノノ債權者ニモ損失ヲバ適當ニ分擔サ  
セマシテ、個人生活ノ安定又ハ健全ナ  
ル法人事業ノ維持ヲ圖リ、以テ今回ノ  
諸施策ノ圓滿ナ遂行ヲ期スルコトガ本  
法案ノ目的トスル所ニアリマス、其ノ  
方法ト致シマシテハ、右ノヤウナ債務  
シテ保有シテ居リマシタ資産ニ付キマ  
シテモ、相當ノ損失ガ生ズルノデアリ  
マス、此ノ損失額ハ先ニ述べマシタ一  
般ノ民間ノ金融機關ノ例ニ倣ヒマシ  
タ、其ノ債權者等トノ間ニ、期限ノ  
過シナケレバナラナイコトニ相成ツテ  
居ルノデアリマスルガ、是ハ今回ノ措

置スルコトト致シタノデアリマスル  
ガ、此ノ場合前ニ述べマシタ順序ニ依  
テ、先ツ評價益、積立金ト云フヤウナ  
順序ニ依ツテ補填ヲ致シマシテ、尙ホ  
残存スル額ニ付キマシテハ、適當ナル  
基準ニ依ツテ一般會計カラ補償金  
ハ、一部ハ是等資金ノ債權者ヲシテ負  
担セシムル等、國民生活ノ安定ヲ確保  
シツ、適正ナ處理ヲ行フ爲メ、本法  
案ヲ制定セントスルモノゴザイマス  
次ニ特別和議案ニ付テ説明申上ゲ  
マス、今回ノ戰時補償特別措置ニ關聯  
致シマシテ、直接ニ補償打切りノ結果  
トシテ、又間接ニ預金ノ打切り、取引先  
ノ債務打切り、又ハ債務履行不能等ノ  
結果ト致シマシテ、經濟上多大ノ損失  
ヲ受ケテ破産ニ瀕スル個人、公益法人  
等ガ出來テ參リマス、是等ヲ放置シテ  
破産セシメルコトハ、今回ノ措置ノ性  
質上穩當デハアリマセヌノデ、其ノモ  
ノノ債權者ニモ損失ヲバ適當ニ分擔サ  
セマシテ、個人生活ノ安定又ハ健全ナ  
ル法人事業ノ維持ヲ圖リ、以テ今回ノ  
諸施策ノ圓滿ナ遂行ヲ期スルコトガ本  
法案ノ目的トスル所ニアリマス、其ノ  
方法ト致シマシテハ、右ノヤウナ債務  
シテ保有シテ居リマシタ資産ニ付キマ  
シテモ、相當ノ損失ガ生ズルノデアリ  
マス、此ノ損失額ハ先ニ述べマシタ一  
般ノ民間ノ金融機關ノ例ニ倣ヒマシ  
タ、其ノ債權者等トノ間ニ、期限ノ  
過シナケレバナラナイコトニ相成ツテ  
居ルノデアリマスルガ、是ハ今回ノ措

置スルコトト致シタノデアリマスル  
ガ、此ノ場合前ニ述べマシタ順序ニ依  
テ、先ツ評價益、積立金ト云フヤウナ  
順序ニ依ツテ補填ヲ致シマシテ、尙ホ  
残存スル額ニ付キマシテハ、適當ナル  
基準ニ依ツテ一般會計カラ補償金  
ハ、一部ハ是等資金ノ債權者ヲシテ負  
担セシムル等、國民生活ノ安定ヲ確保  
シツ、適正ナ處理ヲ行フ爲メ、本法  
案ヲ制定セントスルモノゴザイマス  
次ニ特別和議案ニ付テ説明申上ゲ  
マス、今回ノ戰時補償特別措置ニ關聯  
致シマシテ、直接ニ補償打切りノ結果  
トシテ、又間接ニ預金ノ打切り、取引先  
ノ債務打切り、又ハ債務履行不能等ノ  
結果ト致シマシテ、經濟上多大ノ損失  
ヲ受ケテ破産ニ瀕スル個人、公益法人  
等ガ出來テ參リマス、是等ヲ放置シテ  
破産セシメルコトハ、今回ノ措置ノ性  
質上穩當デハアリマセヌノデ、其ノモ  
ノノ債權者ニモ損失ヲバ適當ニ分擔サ  
セマシテ、個人生活ノ安定又ハ健全ナ  
ル法人事業ノ維持ヲ圖リ、以テ今回ノ  
諸施策ノ圓滿ナ遂行ヲ期スルコトガ本  
法案ノ目的トスル所ニアリマス、其ノ  
方法ト致シマシテハ、右ノヤウナ債務  
シテ保有シテ居リマシタ資産ニ付キマ  
シテモ、相當ノ損失ガ生ズルノデアリ  
マス、此ノ損失額ハ先ニ述べマシタ一  
般ノ民間ノ金融機關ノ例ニ倣ヒマシ  
タ、其ノ債權者等トノ間ニ、期限ノ  
過シナケレバナラナイコトニ相成ツテ  
居ルノデアリマスルガ、是ハ今回ノ措

○山口喜久一郎君 延餘ノ日程ハ之ヲ

延期シ、明後三十日定刻ヨリ特ニ本會

議ヲ開キ、本日ハ是ニテ散會セラレントラミス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時五十二分散會

定價一部七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本  
電話九段五三〇一九  
印刷  
張替東京一九〇三